

〈地震災害対策編〉

七宗町地域防災計画 地震災害対策編 目次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的・性質等	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の性質	1
第2節 防災に関する組織	2
第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節 住民等の基本的責務等	5
第5節 七宗町地域の概要	5
第6節 被害想定	6
第2章 地震災害予防	7
第1節 総 則	7
第1項 防災協働社会の形成推進	7
第2節 防災思想・防災知識の普及	9
第3節 防災訓練	13
第4節 自主防災組織の育成と強化	14
第5節 ボランティア活動の環境整備	17
第6節 防災体制の確立	19
第7節 広域的な応援体制の整備	20
第8節 緊急輸送網の整備	21
第9節 地震予知観測体制の整備	22
第10節 防災通信設備等の整備	23
第11節 火災予防対策	25
第12節 危険物等の災害予防対策	27
第13節 孤立地域防止対策	29
第14節 避難対策	30
第15節 必需物資の確保対策	35
第16節 防災資機材の確保	39
第17節 要配慮者、避難行動要支援者対策	40
第18節 応急住宅対策	46
第19節 医療救護体制の整備	47
第20節 防疫予防対策	48
第21節 まちの不燃化、耐震化	49
第22節 災害危険区域の防災事業の推進	52
第23節 ライフライン対策	54
第24節 文教対策	57
第1項 文教対策	57
第2項 文化財保護対策	58
第25節 行政機関の業務継続計画	60

第26節	企業防災の促進	61
第27節	大規模停電対策	62
第3章	地震災害応急対策	63
第1節	活動体制	63
第2節	ボランティア活動	66
第3節	自衛隊に対する災害派遣要請	68
第4節	災害応援要請	70
第5節	緊急輸送、交通規制対策	71
第1項	道路交通対策	71
第2項	輸送手段の確保	71
第6節	通信の確保	73
第7節	地震災害情報の収集・伝達	74
第8節	災害広報	76
第9節	消防・救急・救助活動	79
第10節	水防対策	82
第11節	孤立地域対策	83
第12節	災害救助法の適用	84
第13節	避難対策	86
第14節	建築物・宅地の危険度判定	92
第15節	食料供給活動	93
第16節	給水活動	95
第17節	生活必需品供給活動	96
第18節	要配慮者、避難行動要支援者対策	97
第19節	帰宅困難者対策	99
第20節	応急住宅対策	100
第21節	医療救護活動	103
第22節	行方不明者の捜索、遺体の処置及び埋葬	105
第23節	防疫・食品衛生活動	106
第1項	防疫活動	106
第2項	食品衛生活動	106
第24節	保健活動・精神保健	107
第25節	清掃活動	108
第26節	愛玩動物等の救援	111
第27節	災害義援金品の募集配分	112
第28節	公共施設の応急対策	114
第29節	ライフライン施設の応急対策	116
第30節	応急教育対策	118
第31節	災害警備活動	121
第32節	大規模停電対策	122
第4章	東海地震に関する事前対策	123
第1節	総 則	123

第1項	東海地震に関する事前対策の目的.....	123
第2項	東海地震に関する事前対策の体系.....	124
第2節	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策	125
第1項	地震災害警戒本部.....	125
第2項	職員の動員配置.....	125
第3節	警戒宣言、地震予知情報等の伝達	126
第4節	広報対策	127
第5節	事前避難対策	128
第6節	消防、水防対策	130
第7節	警備対策	130
第8節	交通対策	131
第9節	緊急輸送対策	131
第10節	物資等の確保対策	132
第11節	保健衛生対策	133
第12節	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置	134
第13節	公共施設対策	135
第14節	大規模な地震に係る防災訓練	137
第15節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	138
第5章	南海トラフ地震に関する対策	139
第1節	総 則	139
第1項	計画の目的.....	139
第2項	町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	139
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	139
第3節	関係者との連携協力の確保	140
第1項	資機材、人員等の配備手配.....	140
第2項	他機関に対する応援要請.....	140
第3項	長周期地震動対策の推進.....	140
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	141
第1項	趣旨.....	141
第2項	防災対応の基本的な考え方.....	141
第3項	南海トラフ地震臨時情報.....	142
第4項	防災対応をとるべき期間.....	144
第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	146
第1項	町の体制.....	146
第2項	運営等.....	147
第6節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	148
第7節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	150
第1項	避難対策.....	150
第2項	関係機関のとりべき措置.....	151
第8節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	154
第9節	防災訓練	154

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	155
第6章 地震災害復旧	156
第1節 復旧・復興体制の整備	156
第1項 基本方針	156
第2項 復旧・復興の基本方針の決定	156
第3項 人的資源等の確保	156
第4項 その他	156
第2節 公共施設災害復旧事業	157
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	160
第4節 被災者の生活確保	162
第5節 被災中小企業の振興	165
第6節 農林漁業関係者への融資	166

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、七宗町防災会議が策定する計画であって、七宗町（以下「町防災会議」という。）及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、町地域における地震にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによつて被害を最小限に軽減し、もつて社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- (1) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成されている「町地域防災計画」の「地震災害対策編」として、東海地震、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震といった海溝型地震や、平成7年(1995年)兵庫県南部地震、平成16年(2004年)新潟県中越地震、平成19年(2007年)新潟県中越沖地震といった内陸型地震の経験を活かし、その防災計画を定めるものである。
- (2) この計画は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに別途防災関係機関が定める。
- (3) この計画中、第4章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画に準じる計画とし、第5章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく推進計画とする。
- (4) この計画に定められていない事項については、「七宗町地域防災計画一般対策編」によるものとする。

第2節 防災に関する組織

1. 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

2. 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害発生時には災害応急措置を実施する。また、県、町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

6. 住民

大規模地震災害発生の場合、防災関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、次に掲げるもののほか、防災関係機関等は、防災教育、防災訓練、災害応急対策に係る情報の収集及び伝達をその事務又は業務とする。

1. 町

- (1) 七宗町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災町営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

2. 公共的団体

- (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等の産業経済団体
 - ア 被害調査への協力
 - イ 物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
 - ウ 融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
- (2) 赤十字奉仕団、PTA等の文化厚生社会団体、NPO及びボランティア団体
 - ア 被災者の救助活動の協力
 - イ 義援金品の募集、受付及び配分の協力
- (3) 社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 義援金品の配分
- (4) 共同募金会
 - ア 義援金品の募集、配分

3. 防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院等医療施設管理者
 - ア 医療施設の不燃耐震化
 - イ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
 - エ 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 社会福祉施設管理者
 - ア 社会福祉施設の不燃耐震化
 - イ 避難施設の整備と避難等の訓練
 - ウ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
- (3) 学校管理者
 - ア 施設の不燃耐震化
 - イ 避難施設の整備と避難等の訓練
 - ウ 被災者における教育の対策
 - エ 被災施設の災害復旧
- (4) 金融機関
 - ア 施設及び設備の不燃耐震化
 - イ 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (5) 危険物、高圧ガス等取扱い機関
 - ア 危険物、高圧ガス等の保安
 - イ LPガス等の供給確保

4. 自主防災組織

- (1) 自主防災組織の整備
- (2) 防災資機材の整備
- (3) 防災思想・防災知識の普及
- (4) 各種防災訓練への参加
- (5) 地震予知情報等の伝達
- (6) 組織的初期消火
- (7) 負傷者等の救出救護
- (8) 組織的避難
- (9) 給食給水活動
- (10) その他の相互扶助

第4節 住民等の基本的責務等

1. 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

2. 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

3. 岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成17年4月1日施行）に基づき、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア及び県等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第5節 七宗町地域の概要

わが国は、世界有数の地震国であり、過去には各地で地震による多くの被害を受けているが、町においては大きな被害を受けていない。

しかし、岐阜県には活火山、活断層といった地震発生の原因となりうる要素が数多く存在し、いつ大地震が発生してもおかしくない状況にあり、県内で大地震が発生した場合は町にも多大な被害を被る恐れがある。

また、町は中山間地域であるため、中規模の地震であっても山崩れや落石による被害を受ける可能性も高い。

そこで、町に最も影響を及ぼす恐れのあるA級活断層（1m以上／千年）は、根尾谷断層であるが、この断層は、福井県大野市南部から南東へ向かって旧根尾村を横切り、関市等を経て美濃加茂市、可児市まで全長約80kmにわたる左横ずれ断層である。

この断層の活動により発生した明治24年の濃尾地震は、日本内陸部における有史以来最大級の大地震であったが、この断層がいつまた活動を起こすか予断を許さないことは言うまでもない。

阿寺断層帯についてみると、この断層帯の主部は、下呂市から中津川市北東部に至り、全体の長さは約70km、左横ずれが卓越する断層からなっている。

平均活動間隔は、約1,700年で、この活断層の誘発に伴って地震が発生した場合、町では、マグニチュード7.9程度と推定される。

なお、町には、神湊杉洞地区にB級活断層（1～0.1m以上／千年）1本が存在している。

第6節 被害想定

1. 東海地震被害想定

想定される東海地震については、これまで各種の観測、測量、研究等の成果、歴史地震から得られた事実等を踏まえ、岐阜県では、中央防災会議の震源モデルの見直しに伴い従来の東海地震の想定を全面的に見直したほか、岐阜県にとって影響が大きいと思われる東南海地震についても想定されている。

相対的には、東濃地域の地震動が大きいですが、複合型東海地震（東海地震＋東南海地震）の場合は、美濃地方の広範囲に影響の大きい地域がみられる。

地震規模は、おおむねマグニチュード8程度と考えられ、破壊は断層面の南部から始まる可能性が大きく、そのため北方に向けて強い地震動が生じるものと考えられる。

このことから東海地震が発生した場合、県内においては地質地盤状況から中津川市周辺で震度6弱が予想され、町においても震度5強から震度5弱の地震動が1分近く続くと予想されることから、各種の調査を実施し町における物的被害、人的被害を想定する。

■震度からみた被害状況の想定

- (1) 多くの人々が非常な恐怖を感じる。
- (2) タンスなど重い家具が倒れることがある。
- (3) 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。
- (4) 耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり傾くものがある。
- (5) 一部の地域で水道管の被害が発生し断水することがある。
- (6) 山地での落石、崩壊が生じることがある。

※複合型地震の考え方について

南海トラフの地震周期は、約90～150年と考えられているが、前回の地震のエネルギー解放量は、平均周期でのエネルギー解放量より小さくまだ地震エネルギーが残っていると考えられ、過去より何度も同時期に発生したこともあり、東海地震が引き金となって同時発生する複合型地震も予想されている。

2. 内陸直下型地震被害想定

岐阜県においては、活断層の分布密度がかなり高く、阿寺断層、根尾谷断層、跡津川断層などの大規模な活断層が数多く存在し、過去にマグニチュード7以上の地震が発生したこともあり、内陸直下型地震発生の危険性を内在している。

こうした状況下、県内の活断層のなかで活動度が高く、地震規模の大きい主要な断層について、地形、地質調査、物理探査、ボーリング調査、トレンチ調査等の必要な調査を計画的に実施し、地震が発生する場所、発生する地震の規模及び活動周期の把握による次の活動時期の推定等、活断層の評価を行い地震防災対策の基礎資料とする。

[規模は小さくても被害大であるが、発生頻度は低い（1,000～1万年間隔）]

第2章 地震災害予防

第1節 総 則

第1項 防災協働社会の形成推進

1. 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ絶えず災害対策の改善を図ることとする。

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア及び県等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2. 推進体制

(1) 「災害から命を守る町民運動」の推進

町は、「想定外の常態化」ともいふべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても町民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る町民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から町は県等防災関係機関や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(6) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町は、新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

第2節 防災思想・防災知識の普及

地震災害を最小限にとどめるには、町、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着眼し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1. 地域住民に対する普及

町、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なもの(常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具等)をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

ウ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと

エ 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるとともに、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2. 児童生徒等に対する普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

3. 職員に対する防災教育

町は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

4. 災害伝承

町は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模地震災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が防災教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

5. 企業防災の推進

町は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6. 防災訓練への積極的参加

町は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力するものとする。

7. 岐阜県地震防災の日

町は、県が定める10月28日の「岐阜県地震防災の日」に、地震防災対策の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

8. 岐阜県防災点検の日

- (1) 町は、県が定める毎月28日の「岐阜県防災点検の日」にあたり、町の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、住民等の点検を啓発するものとする。
- (2) 住民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「岐阜県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備えるものとする。

■防災点検10箇条

[個人]	[家庭]	[地域]
1 消火器の操作方法	1 家族の役割	1 自主防災体制
2 応急手当ての処置方法	2 非常持ち出し品	2 地域住民の把握
3 緊急避難カードの作成	3 火災防止対策	3 要配慮者の避難対策
4 非常持ち出し品	4 家具等の落下・転倒防止	4 地域住民への連絡系統
5 災害情報の入手方法	5 灯油等危険性物質確認	5 防災資機材
6 緊急時の連絡先	6 家族の連絡方法、集合場所	6 警察・消防への連絡系統
7 災害が発生した時の行動	7 高齢者等の避難対策	7 消防水利・施設
8 家具等の落下・転倒防止	8 家の外回り	8 物資等の搬送場所
9 避難場所	9 避難場所までの危険箇所	9 危険箇所
10 避難路	10 避難場所、避難路	10 避難場所、避難路

9. 震災時の行動マニュアルの作成・配布

町は、住民の地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、住民に配布する。

10. 防災教育（住民教育）

町及び防災関連機関等は相互に連携して、地震発生時には住民が「自らの命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主的な行動がとれるよう必要な住民教育を行う。

(1) 教育内容

- ア 地震に関する一般知識
- イ 建物の点検と補強方法
- ウ 家具等の固定方法
- エ 危険地域等に関する知識
- オ 生活必需物資等の備蓄
- カ 地震発生時の心得
- キ 地震が予知された場合の心得
- ク 自主防災組織の活動と各自の役割
- ケ 応急救護の方法
- コ 避難方法（避難路、避難場所等）
- サ 要配慮者を守るための防災知識
- シ 情報入手の方法
- ス 防災関係機関が講ずる地震対策

(2) 教育の方法

- ア 自主防災組織単位の講習会の開催
- イ 自治会、PTA等の会合等の利用
- ウ 成人学級等の社会教育活動の利用
- エ 地区安全協会の講習会等の利用
- オ 防災交流センターの利用（防災研修会、貸出しフィルム、地震体験車等）
- カ 県広域防災センターの利用（展示教育設備）
- キ VRシミュレーションの利用
- ク 地震手引書等の作成・配布
- ケ テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、ちらし等を通じたの広報
- コ 相談窓口の設置

11. 防災業務従事者教育

町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な地震対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、必要な教育を行う。

[教育内容]

- ア 地震に関する一般的・専門的知識
- イ 現在講じられている地震対策
- ウ 今後取り組むべき課題
- エ 組織の防災体制
- オ 職員のとるべき行動（事前、発生後、予知があった場合）
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等）

第3節 防災訓練

町及び防災関係機関等により種々の災害対策が講じられているが、これらに実効性を持たせるには、日頃からの訓練により防災に関する知識、技術の習得を図ることが必要であるが、従来の訓練は、ほとんど中枢機能が働くことを前提にしたものであり、実践的ではない面がある。

このため、地震の規模や被害の想定を明確にした、より実践的な訓練を実施することにより、防災活動の円滑な実施を期する。

1. 防災訓練

町は、防災関係機関及び住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて防災訓練（初期消火訓練・避難）を実施する。

訓練では、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した訓練の想定を明確にするなど、より実践的な内容となるように努める。

2. その他の地震防災訓練

町及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行うものとする。

(1) 通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

(2) 実動訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練

(3) 図上訓練

迅速かつ的確な対応を確保するため、多様な想定による図上訓練を実施する。

3. 自主防災組織等の訓練

住民、施設及び事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、町等の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1. 自主防災組織づくりの推進

町は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織づくりを推進するものとする。

2. 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

住民に対する防災教育等により、町は、防災関係機関等と連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努め、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

3. 消防団・警察OB等のリーダー的役割による自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団OBの活用を図るとともに、地域防災協働隊の育成支援を図り地域に密着した地震防災の活動を円滑かつ効果的に実施されるよう推進する。

また、町は、消防団OB等のうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かし地域に密着した指導により、自主防災組織の充実を図るものとする。

※地域防災協働隊

自主防災組織、消防団、消防署、警察署、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害発生時に迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。

4. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町計画に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

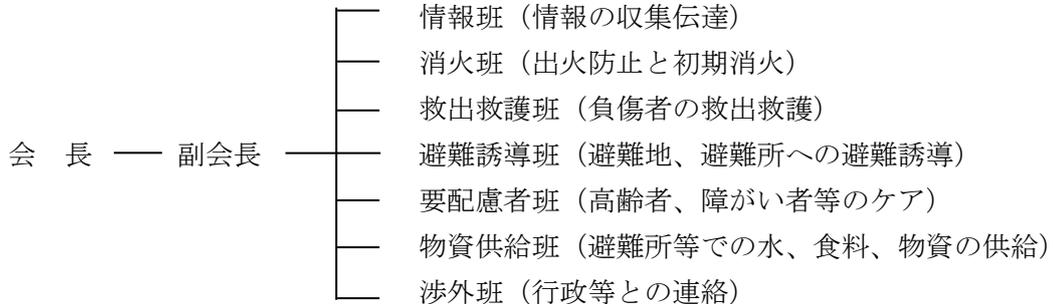
また、町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定めるものとする。

町は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

なお、町の自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等は以下を基本とし、各自主防災組織が防災計画を作成し、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。

各自主防災組織は、町が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

[自主防災組織の組織]



[自主防災組織の活動]

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の習得・普及活動	講演会、ミニコミ紙発行
イ 防災カルテ、防災地図の作成	地域の防災設備や災害危険性について、地図にまとめて住民に周知徹底する。
ウ 防災訓練の実施	情報収集・伝達、消火、避難、救出救護、給食給水・物資供給等
エ 生活必需品、防災資機材の備蓄	災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄を行う。
オ 防災点検の実施	「防災点検10箇条」の策定とそれに基づく点検を実施する。
カ 地域内の他組織との連携	地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動を推進する。

(2) 災害発生時の活動

ア 情報収集・伝達	地域内の被害状況・被災者のニーズを町等へ報告し、防災関係機関提供情報を住民に伝達する。
イ 初期消火	消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプ等での初期消火
ウ 救出救護	救出用資機材による生理め者の救出、負傷者の応急手当、救護所等への搬送
エ 避難誘導	避難指示の伝達、避難所及び避難経路の安全確保、要配慮者の避難補助
オ 給食給水等	炊出や救助物資配分の協力

5. 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、地区等に1箇所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設の整備に努め、その施設を防災知識の習得・普及の場、資機材、生活必需品等の備蓄、コミュニティの災害応急活動の拠点として活用する。

6. 自主防災資機材の整備

町は、自主防災活動に必要な資機材を整備に努めるものとする。

[自主防災資機材]

情報伝達用具	ハンドマイク、携帯無線機
消火用具	街頭用消火器、消火器格納庫、バケツ、砂袋、可搬式ポンプ
救護用具	担架(車付き)、救急セット、毛布
避難用具	強力ライト、標旗・腕章、ロープ200m、小型発電機
救出、障害物除却用具	バール、ジャッキ、折り畳み梯子、のこぎり、チェーンソー、掛矢、斧、スコップ、つるはし、鍬、もっこ、石み、なた、ペンチ、鉄線ばさみ、大ハンマー、片手ハンマー、ロープ、ゴムボート
給食・給水用具	釜(釜戸付)、鍋、受水槽(1t)、ろ水器
その他	テント・天幕、ビニールシート、井戸、リヤカー、燃料

7. 研修の実施

(1) 自主防災組織のリーダー研修

町は、防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技術の向上を図り、自主防災組織の活動を充実するものとする。

(2) 各種団体における防災研修

町は、防災関係機関等と連携して、地域に根ざした各種の団体(福寿会、女性団体等)に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

8. 消防団、警察官等との連携強化

(1) 町は、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの充実を図るものとする。

(2) 町は、自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

9. その他

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織等

町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を、また、自主防災組織と自衛消防組織等との連携強化を図るものとする。

なお、施設、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止又は軽減に努めるものとする。

(2) 農業用ダム、ため池の自主防災組織

町は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、農業受益者による自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の避難等の誘導を行うものとする。

第5節 ボランティア活動の環境整備

大規模地震災害発生時の要員として、大規模災害を機に芽吹いたボランティアの芽をうまく醸成していくことが必要である。ボランティアは、個人や団体での活動、またその活動内容も多種多様であり、いかに効率的に機能するかが課題である。

このため、ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速・円滑な活動を担保する。

1. ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町社会福祉協議会、日本赤十字社七宗町分区並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

町は、行政、町社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2. 災害ボランティアの登録

災害ボランティアの登録受付は、県社会福祉協議会が行うが、町社会福祉協議会は、受付窓口として協力する。

また、町は、町社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑なボランティア活動を可能にするため、受入れ体制づくりについて支援する。

なお、県社会福祉協議会の登録対象者の要件は、次のとおりである。

- (1) 18歳以上で災害ボランティア活動が可能なる者
- (2) 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者
 - ア グループの活動であること
 - イ グループに20歳以上の指導者がいること
 - ウ 県内の活動に限ること
- (3) 災害救援活動を希望するグループ又は団体

3. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導、支援を行うものとする。

また、町は、ボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

町社会福祉協議会は、震災時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努めるものとする。

町は、ボランティアコーディネーターの育成について指導、支援を行うものとする。

なお、ボランティアコーディネーターの活動内容は、次のとおりである。

ア ボランティアと要配慮者との調整、連絡

イ ボランティア活動に関する助言、相談

ウ ボランティアの発掘、登録、あっせん等

(3) ボランティア支援を担う職員の養成

町は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

4. 総合ボランティア部会等の設置

町は、災害応急対策にあたって、ボランティアが効果的に活動できるよう、町本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。

5. 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、瓦礫、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 防災体制の確立

地震は前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発することから、即座に対応できる体制を整備することが重要である。

また、交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した体制づくりも必要である。

このため、迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、防災関係機関との連携により中枢機能の充実を図る。

1. 町の防災組織

(1) 防災会議

町は、災害対策基本法第16条の規定に基づき町防災会議を設置し、その設置目的、組織構成及び所掌事務は、町防災会議条例（昭和37年条例第16号）の定めるところによる。

(2) 町本部

町は、災害対策基本法第23条の規定に基づき町本部を設置し、その設置目的及び組織構成は、七宗町災害対策本部条例（昭和37年条例第17号）の定めるところによる。

2. 防災関係機関の防災組織

町の区域を所管し、又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、町計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

3. 自主防災組織等

本章第4節「自主防災組織の育成と強化」による。

4. 防災活動拠点網の整備

町は、災害応急活動の中枢拠点を整備するとともに、コミュニティ防災拠点（地区等に1箇所程度）、地域防災拠点（小中学校区ごとに1箇所程度）等の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

5. バックアップ機能の整備

町は、災害等により町における防災行政無線等の通信機能が十分に機能しなくなった場合に備え、防災対策を迅速かつ効果的に実施するための中枢機能を果たす予備的な施設を整備する。

6. 各防災拠点の連携の確保

各防災拠点は、有機的な連携を保つことが重要であり、そのため特に情報のネットワーク化を積極的に図る。

第7節 広域的な応援体制の整備

大規模地震災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応できない事態が想定され、被災地においては混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があり、事前に他地域からの応援を想定したきめ細かな取決めをしておくことが必要である。

このため、大規模災害を想定した広域の応援体制を多重的に整備するとともに、応援する場合は、自己完結型（寝食自給型）で行う。

町は、県又は町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、町計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努める。

1. 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間で相互応援協定を締結するものとする。

2. 広域消防相互応援協定

町は、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」「岐阜県広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

3. 県広域防災相互応援体制

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県及び全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結（平成10年4月1日施行）している。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、県内に派遣される応援部隊の受け入れ態勢及び活動基盤となる施設の整備を進める。

4. その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊

県内で発生した地震による大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による「緊急消防援助隊」が設置されている。

町は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う「緊急消防援助隊」について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

(2) 警察災害派遣隊

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。

(3) 広域航空消防応援

町が消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

第8節 緊急輸送網の整備

大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

1. 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路を、次のとおり指定する。

- (1) 緊急輸送道路は、緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のように区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路（県指定）

広域的な重要幹線道路で防災拠点（原則として、岐阜県災害対策本部可茂支部の庁舎とする。ただし、同庁舎又は同庁舎へのアクセスに支障が生じた場合は、近隣の支部庁舎とする。）へ至る一般国道、高速道路等

イ 第2次緊急輸送道路（県指定）

第1次緊急輸送道路から七宗町役場を結ぶ道路
一時集積配分拠点から七宗町役場、各避難所を結ぶ道路

ウ 第3次緊急輸送道路（町指定）

七宗町役場から神淵支所、各避難所を結ぶ道路

- (2) 緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。
(3) 緊急輸送道路の指定に伴い、一般車を通行させる迂回ルートを指定する。
(4) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

2. 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、緊急輸送道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとする。

3. 地域内輸送拠点の設置

町は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として地域内輸送拠点施設を設置する。

町は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

（※資料編・資料18 地域内輸送拠点）

4. 緊急通行車両の周知・普及

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届け出制度が適用され、発災後、当該車両に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

5. 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

第9節 地震予知観測体制の整備

わが国では未だ地震予知に成功した例はなく、特に内陸型地震の予知は期待できないというのが共通認識であるが、地震発生を予知することはその被害軽減に大きな効果があり、行政として地震予知の可能性を追究することが使命である。

このため、文部科学省、気象庁、県が進める各種地震観測システムの整備に参加し、地震予知の可能性の拡大に協力する。

町は、岐阜県震度情報ネットワークシステムに参加するとともに、地震計等の観測データを有効に活用し、地震予知に役立てるように努める。

第10節 防災通信設備等の整備

超広域・大規模地震災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶や混乱は必至であるが、情報の収集・伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものである。災害時の情報通信体制の信頼性を高めるため、衛星系通信・地上系通信・移動系通信によるシステムの三重化の推進・整備を図る。

町においては、防災行政無線及びJ-ALERT（全国瞬時警報システム）やEm-Net（緊急情報ネットワークシステム）等、より高度な通信システムが整備されており、平常時の運用はもとより災害時に対しても即応できるシステムとなっている。

1. 防災通信網の整備

(1) 防災行政無線

町は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための防災行政無線通信施設、災害現場、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び町と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(2) 防災相互通信用無線等

町及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

(3) 非常通信

町及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備拡充に努めるものとする。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(4) その他通信網

町は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

ア 移動体通信（衛星通信等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ アマチュア無線

町内のアマチュア無線局と災害時応援協定を締結する等により、アマチュア無線局の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

ウ 防災情報ネットワーク

町は、住民に対して「七宗町地震・気象・防災情報ネットワークシステム」の活用を推進する。

エ インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

オ 災害情報緊急速報メール

災害に関する情報等を役場のパソコン等を通じて発信する体制の活用を推進する。

2. 情報収集・伝達方法の多様化

(1) 職員による情報収集

ア 町は、職員の参集経路及びチェックポイントをあらかじめ定め、職員による参集途上での情報収集に努める。

イ 町は、防災関係機関の近くに居住する職員を指名し、直接当該機関に赴き情報収集にあたらせる。

(2) 被災現場からの情報収集

町は、あらかじめ被災現場に赴き情報収集にあたる職員を指名するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努めるものとする。

3. 情報システムの高度化等

町は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等の画像情報収集・連絡システムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

町は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第11節 火災予防対策

大規模地震災害が発生した場合、火災は同時に多発する恐れがあり、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性がある。

また、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する。

このため、火災防止体制を万全なものとするため、火災予防の指導強化、初期消火体制の確立及び消防力の増強等を図る。

1. 火災予防の指導強化

(1) 住民に対する指導

町は、自主防災組織、幼年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため、次の指導を行うものとする。

ア 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓。

イ 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器・消火用水の準備とその使用方法。

(2) 防火対象物の管理者に対する指導

町は、防火対象物の関係者に対し、次の指導等を行う。

ア 防火対象物及び消防設備の耐震性の確保。

イ 消防法に規定する防火対象物について防火管理者を選任させ、地震対策を含めた消防計画の作成。

消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導する。

ウ 火気使用器具の使用法、転倒・落下防止、周囲の整理整頓。

エ 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法を指導する。

オ 防火対象物の予防査察を計画的に実施し、防火対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努め、火災予防対策の指導を行う。

カ 防火対象物の状況を把握し、地震時に火災発生の恐れのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導。

キ 消防法の規定による建築同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底。

(3) 初期消火体制の確立

町は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導するものとする。

ア 街頭消火器の設置、その使用方法及び消防ホース、消火栓の使用法

イ 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

2. 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

町は、消防力の基準に適合するよう消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、地震災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

ア 町消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防団員の確保、防災拠点となる詰所の耐震化

イ 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進

ウ 必要な資機材等の整備

(ア) 消防団、自主防災組織等への小型動力ポンプ、救助用資機材等の整備

(イ) 生理め者の発見、救出等のための資機材の整備

(ウ) 輻輳する情報を迅速に収集、伝達できる通信体制の整備

エ 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保（協定の締結）

オ 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

カ 同時多発災害時に備え、自主防災組織等の育成強化

(ア) 自主防災組織の育成及び防災資機材の配備

(イ) 消防職団員OBを活用した「機能別消防団員」等指導者の育成

(ウ) 自主防災組織の普及及び初期消火、応急救護、防災資機材の取扱訓練の実施

(2) 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

ア 防火水槽及び耐震性貯水槽の整備

イ 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第12節 危険物等の災害予防対策

地震が発生した場合、危険物等による出火、爆発、有毒ガスの発生等人命に著しい危険を及ぼす恐れがあり、災害の発生・拡大防止のための平常時からの対策が重要である。

このため、町及び防災関係機関は、危険物等の保安体制の確立について、施設、事業所等を指導し、災害の未然防止に努める。

1. 危険物

地震時の危険物による災害を最小限に止めるため、各防災関係機関は次の措置をとる。

(1) 町の立入検査

町は、消防法に基づき次の立入検査等を行う。

ア 危険物施設の立入検査、保安検査

位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取扱い方法の調査指導、特に屋外タンク貯蔵所の保安検査

イ 消防法等による危険物施設の規制の徹底、耐震性の確保

(2) 町の指導等

町は、次の指導等に努める。

ア 消防法に基づき予防規程の作成が義務付けられている危険物施設に対し、地震対策を含めた予防規程の作成を指導する。

イ 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化を指導する。

ウ 石油ストーブ、ボイラーを使用している事務所、一般家庭等について、灯油の適正な保管及び取扱い方法を指導する。

(3) 危険物施設の所有者等の対策等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、災害予防のため次の対策をとる。

ア 消防法に基づく安全確認のための定期点検

イ 防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄等

2. 高圧ガス等

地震時の高圧ガスによる災害を最小限に止めるため、各防災関係機関は次の措置をとる。

(1) 岐阜県高圧ガス地域防災協議会

高圧ガス地域防災協議会は、地震時における高圧ガスの移動中の災害発生又は拡大の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具の整備、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。

(2) 高圧ガス事業者

高圧ガス事業者は、次により自主保安体制の確立に努める。

ア 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施

イ 応急措置等についての保安教育

ウ 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定

エ 防災協定などによる地域応援体制の確立

オ 防災訓練の実施等

(3) LPガス協会

LPガス協会は、液化石油ガス使用設備の災害予防のため、次の対策をとる。

ア 一般消費者に対する液化石油ガスの知識の普及、地震時における応急措置、火災防止措置等の周知

イ 地震対応型ガス機器の普及促進

ウ 協会のLPガス災害対策要綱に基づく緊急連絡・緊急出動体制の整備、必要資器材の確保

(4) LPガス販売事業者

LPガス販売事業者は、液化石油ガス使用設備の災害予防のため、次の措置をとる。

ア 一般家庭などの液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及を促進する。

イ 簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置を促進する。

ウ 災害発生時の緊急対応体制の整備

3. 火薬類

地震時の火薬類による災害を最小限に止めるため、火薬類施設管理者は次の措置をとる。

(1) 応急措置等についての保安教育

(2) 地震防災訓練の実施

(3) 災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策

4. 毒物及び劇物

地震時の毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、毒物及び劇物取扱事業者は次の措置をとる。

(1) 事故時の通報体制の確立

(2) 転倒防止対策等施設の整備点検

(3) 事故拡大防止及び被災防止体制の確立

(4) 消火、吸着剤、化学処理剤等の整備

(5) 地震防災教育及び訓練の実施

第13節 孤立地域防止対策

町は、町域の大部分が山地で占められており、山間地の谷沿いに集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

1. 通信手段の確保

通信手段については、本章第 10 節「防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

町は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

2. 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。

3. 孤立予想地域の実態把握

町は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

4. 避難所の確保

町は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る地区公民館等の施設の整備を推進するものとする。

5. 備蓄

備蓄については、本章第 15 節「必要物資の確保対策」に定めるところによる。

町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。

また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。

6. その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第14節 避難対策

大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要である。

そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1. 避難計画の策定

町は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等によりその内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

学校、社会福祉施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

[計画の内容]

- (1) 避難指示を行う基準
- (2) 避難指示の伝達方法
- (3) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難方法、避難場所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- (5) 避難場所等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設、汚水処理施設
 - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2. 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

3. 避難場所・避難所の指定等

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、コミュニティーセンター、学校、広場等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(※資料編・資料7-1、7-2 指定緊急避難場所)

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

ア 避難所となる公共施設等のバリアフリー化

イ 非常用燃料、非常用電源、衛星通信等の通信機器の整備

ウ 排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備

エ 男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備

オ 空調、洋式トイレ等要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所の指定に努めるものとする。

(※資料編・資料8 指定避難所、資料9 福祉避難所)

(3) 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

4. 避難所の施設設備の整備

町は、指定した避難所に次の施設設備を整備する。

(1) 避難所開設に必要な施設設備

貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器（防災行政無線、衛星通信等）、テレビ、ラジオ等

(2) 避難所生活の環境を良好に保つため設備

換気、照明、冷暖房設備等

(3) 要配慮者への配慮

スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等

5. 避難所における生活物資の確保

町は、指定した避難所又はその近くで、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

6. 避難所の運営体制

町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者(自主防災組織等)、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

[避難所運営マニュアルの内容]

(1) 避難所開設・管理責任者の明示

(2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項

(3) 避難所生活の基本ルール

ア 居住区画の設定・配分

イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）

ウ プライバシーの確保等

(4) 避難状況の確認方法

(5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約

(6) その他避難所生活に必要な事項

(7) 平常体制復帰のための対策

7. 避難経路及び避難先の指定

町は、避難経路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

[避難路の選定基準]

- (1) おおむね5 m以上の幅員とする。
- (2) 相互に交差しないものとする。
- (3) 道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
- (4) アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
- (5) 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。
- (6) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- (7) 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

8. 避難指示の助言にかかる連絡体制

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

9. 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。

10. 帰宅困難者対策

自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生に備えて、町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

11. 避難所等におけるホームレスの受入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

12. 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

13. 広域避難

町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第15節 必需物資の確保対策

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賅えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。

また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

大規模地震災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。

また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

1. 個人備蓄（自主防災組織を含む）

災害発生後3日分程度の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄する。

また、自主防災組織においても共同備蓄を進めることとする。

町は、それらの啓発に努めるものとする。

2. 公共備蓄

公共備蓄は、次による。

(1) 公共備蓄すべきもの

ア 緊急に必要なもの

イ 業者の在庫から調達が困難なもの

ウ 流通在庫の不足量を補完するためのもの

(2) 公共備蓄の町の役割

町は、次のとおり備蓄を行う。

ア 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要なもの

イ 救急・救助活動資機材等の緊急性の高いもの及び使用頻度の高いもの

(3) 集中備蓄と分散備蓄

ア 集中備蓄

大型で数量が少なく、緊急性を有しないもの

(ア) 防災倉庫（防災拠点施設）

(イ) 近隣市町村との共同備蓄

イ 分散備蓄

大量で災害発生直後に必要なもの、危険分散すべきもの

(ア) 避難所等

(イ) 各地区公民館

(ウ) 各コミュニティー消防センター

3. 備蓄の原則

災害発生後直ちに必要な物資の確保は地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳幼児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。

なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとし、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。

備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。

4. 食料及び生活必需品の確保

(1) 町

町は、災害が発生した場合、緊急に必要な食料及び生活必需品を確保、供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、要配慮者等のニーズを十分配慮する。）

イ 町内における緊急物資流通在庫調査

ウ 緊急物資調達に関する機関及び業者との調達協定の締結

エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ 公共備蓄すべき物資の備蓄

カ 緊急物資の集積場所の選定

キ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ク 炊出要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設等）、必要に応じ炊出に関する協定締結

[緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の内容]

ア 確保すべき品目、数量

イ 流通在庫の定期的調査

ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

エ 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結

オ 調達体制

カ 緊急輸送体制（輸送方法、輸送経路等）

キ 緊急物資の集積場所

ク 備蓄物資の品目、数量、備蓄場所

ケ 配分計画

(2) 住 民

住民は、災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア 最低3日間程度の生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢等の家族構成に配慮）

イ アのうち、非常持出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）等）

ウ 自主防災組織等による備蓄（共同備蓄の推進等）

(3) 事業所等

医療施設、社会福祉施設、事業所等は、利用者、入所者等の特性に応じた物資の確保に努める。

5. 飲料水の確保

(1) 町

町は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。

ア 岐阜県水道災害相互応援協定に基づく他の市町村からの応急給水等を含む応急給水計画の作成

イ 応急給水用資機材等の整備

(ア) 飲料水兼用型貯水槽、鋼板プール

(イ) 給水タンク、ろ過装置、給水車

ウ 湧き水、井戸水等の把握

エ 水道工事事業者等との協力体制の確立

オ 復旧資材の備蓄

カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水について指導

[応急給水計画の内容]

ア 臨時給水設置場所の指定、その周知方法

イ 臨時給水所運営体制（本部・現地）、通信連絡体制

ウ 応急給水用資機材の確保方法

(2) 住 民

住民は、災害が発生した場合の応急飲料水の確保に努める。

ア 家庭における貯水

(ア) 1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。

(イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ) 貯水容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

イ 自主防災組織による飲料水の確保

(ア) 給水班の編制

(イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の活用（水質検査を要する。）

ウ 応急給水用資機材の確保

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

6. 緊急輸送拠点の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

7. 物資支援の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

8. 支援物資の輸送体制の整備

町及び県は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。

第16節 防災資機材の確保

大規模地震災害発生時には、消防等の現行の装備では効率的な応急活動ができないことも予想され、防災資機材の確保を図ることが必要であるとともに、自主防災組織等住民による活動も重要である。

このため、消防等による救出能力向上のため、防災資機材の充実を図るとともに、地域における資機材の整備を進め、地域防災力を高める。

1. 防災資機材の充実

町は、防災資機材の確保を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 防災活動、救助活動用資機材等の備蓄

情報通信機器及び防災・救助活動用資機材を備蓄する。

(2) 重機類借上げ等に関する協定の締結

建設業協会、土木建設業者等との重機類及び要員の借上げ等に関する協定を締結する。

2. 地域における防災資機材の整備

町は、自主防災組織単位に防災資機材倉庫等を設置し、自主防災活動の充実に努める。

第17節 要配慮者、避難行動要支援者対策

近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。

町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、関係団体、住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

なお、避難行動要支援者の支援等については、「七宗町避難行動要支援者避難支援プラン」を指針として実施する。

要配慮者とは、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者とする。

また、避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者で概ね以下の要件に該当する者とする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 自身で災害時支援を必要と思われる方
- (7) 上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者

1. 地域ぐるみの避難支援等関係者

町は、町計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に可茂消防事務組合、加茂警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(※資料編・資料 10 要配慮者利用施設)

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は以下のとおりとする。

ア 避難行動要支援者名簿に記載する個人情報

- ・氏名（ふりがな）
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先（電話番号：固定電話、携帯電話）
- ・避難支援等を必要とする理由
- ・その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

- ・町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。
- ・難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(4) 避難行動要支援者名簿作成に際し情報漏えい防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため避難支援等関係者に必要な措置を講じる。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努める。

ウ 法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施設可能な場所に避難行動支援者名簿を保管するよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿の取扱状況を定期的に報告させる。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(5) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行う。

ア 避難準備情報等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要な情報である。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す

など、その情報伝達について、特に配慮する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(7) 避難支援等関係者への安全確保

避難行動要支援者の避難支援は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおりの配慮を行う。

- ア 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。
- イ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。
- ウ 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知する。
- エ 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

(8) 個別避難計画

町は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

2. 要配慮者に配慮した防災知識の普及等

- (1) 町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。
- (2) 社会福祉施設及び要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

特に、職員が手薄になる夜間に対応する訓練を充実する。

- (3) 要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医療品等の入手方法を明確にしておくよう努める。
- (4) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、要配慮者の生活について知識の習得に努める。

3. 施設、設備等の整備

- (1) 町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。
また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

- (2) 町は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図り、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように施設及び体制の整備を図る。

また、地震災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

- (3) 社会福祉施設及び要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、施設や建物全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

また、災害に備えた食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

4. 人材の確保

- (1) 町は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

- (2) 社会福祉施設等においては、平常時よりボランティアの受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

5. 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第18節 応急住宅対策

大規模地震により住宅が全壊(全焼、流失、埋没)し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

1. 供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2. 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第19節 医療救護体制の整備

大規模地震災害の発生時には、多数の傷病者の発生が予測され、医療救護活動を迅速に実施し、人命の救助、被害軽減を図る体制整備が必要である。

このため、災害医療救護(助産含む)についての組織・体制の整備を図るとともに、医療機関情報の早期把握のため、災害医療情報システムの整備を図る。

また、加茂医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」及び加茂歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、災害発生時における医療救護体制の整備に努める。

1. 地震災害等医療救護計画の策定

町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動に万全を期するため、医療機関の協力のもとに、地震災害等医療救護計画を策定する。

また、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を擁立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めるものとする。

[計画の内容]

- (1) 医療救護施設(救護所、救護病院)設置
- (2) (1)以外の医療機関への対応
- (3) 搬送体制
- (4) 医療ボランティア受入れ体制整備

2. 災害医療コーディネートチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。

3. 広域災害・救護医療情報システムの整備

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

4. 救護所、救護病院の整備

町は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

5. 医療品等の確保体制の確立

町は、医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄
- (2) 調達体制の整備、在庫量の把握

6. 広域医療搬送拠点等の整備

町は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

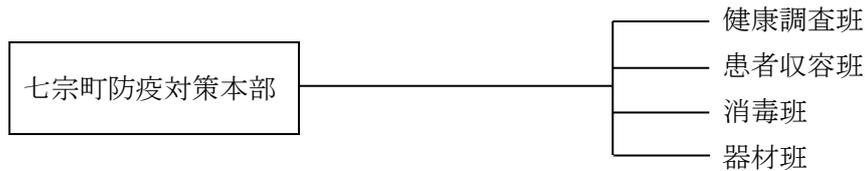
第20節 防疫予防対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

1. 防疫体制の確立

町は、地震災害発生時における防疫体制の確立を図るものとする。

[地震災害発生時における防疫体制]



2. 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

3. 感染症患者の医療提供体制の確立

町は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等を把握し、患者又は保菌者の搬送体制の確立を図るものとする。

4. 災害廃棄物処理体制等の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

第21節 まちの不燃化、耐震化

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園の整備等による防災空間の確保等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルにとどめられるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

1. 建築物の防災対策

(1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

町及び公共的施設の管理者は、耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。また、緊急輸送道路沿道建築物等について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物に対して重点的に耐震化を実施する。

(2) 建築物の耐震性強化

町は、建築士事務所協会等と連携し、建築物（とりわけ木造住宅）の耐震性強化について重要性の啓発及び知識の普及に努め、建築物の耐震化を促進する。

また、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と具体的な耐震方法の啓発に努める。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

ア 震前判定計画、震前支援計画の作成

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成するものとする。

イ 研修機会の拡充

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした検定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

ア 町は、住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

エ 町は、特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

(5) その他の安全対策

町及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。

2. 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路施設等の整備

町は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路、橋梁の耐震性の強化や、ロックネット、のり枠等の防災施設の整備を図ってきているが、更に次のとおり道路施設の整備を推進する。

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について、のり面等危険箇所調査により対策工事の必要箇所を指定し、整備を図る。

また、道路の延焼遮断効果に着目し、密集地における新設改良にあたっては、災害危険度を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置する。

イ 橋梁の整備

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。

また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。

地震発生時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について、国土交通省通達「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修等対策が必要なものを指定し、対策工法と実施時期を定め、整備を図る。

ウ 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の落橋防止のための安全点検を実施し、補修等対策が必要なものについては、補強工法を設定し、整備を図る。

(2) 河川等の整備

町は、安全と利用の両面から次のとおり、河川施設の整備を推進するものとする。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における河川構造物等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチ（進入路や階段の設置等）の改善を図る。

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

3. その他の防災対策

町は、住宅地域に防災公園等の防災空間を確保するよう努める。

第22節 災害危険区域の防災事業の推進

町は中山間地域であり、いたるところにがけ崩れ、山崩れの危険性がかかえており、大規模な地震が発生した場合、これらの災害により一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされる恐れがある。

このため、町は、災害危険区域を把握し、関係機関及び住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

1. 土砂災害防止事業

町は、県及び国とともに、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。

(1) 砂 防

土石流発生による被害が大きいと予想される人家密集地区に係る渓流等を重点に、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施。

(2) 地すべり

亀裂の発生、地盤の隆起、陥没等の地すべり現象が見られる地区について、地形、地質、地下水脈等の調査を実施し、地すべり原因を把握し、その地区に適した地すべり防止工事の推進を図る。

特に、被害が大きいと予想される人家密集地区及び下流地域への影響の大きい地区を重点に推進を図る。

(3) 急傾斜地

急傾斜地崩壊防止工事を土地所有者等が施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、工事の施行により多数の居住者等の安全を確保できる区域について、被害予想家屋数、危険度、経済効果等を勘案のうえ、緊急度の高いものから工事を推進する。

2. 造成地の災害防止

町及び防災関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土留め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。

更に土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は町の意見を聴いて、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、町は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から住民の生命を守るよう努める。

3. 液状化対策

町は、県が実施する次の対策等に協力する。

- (1) 建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

なお、町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

また、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。

4. 住宅移転事業

- (1) 防災のための集団移転促進事業

町は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努めるものとする。

- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、県建築基準条例で指定した災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域等に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な協力を得るよう努めるものとする。

第23節 ライフライン対策

電気、ガス、水道等のライフラインは、まさに生命線であり、その寸断は生活の基本的な部分での麻痺を生むだけでなく、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。

このため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

1. 水道施設

町は、地震災害発生時における水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次の対策を推進する。

- (1) 水道施設の耐震化
- (2) 水道施設が被災した場合に備えた災害用浄水器等の整備
- (3) 老朽管の布設替え、耐震性に優れた管の採用
- (4) 水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備
- (5) 復旧用工事資材及び給水タンク等の応急給水用機材の備蓄、調達方法等の整備

2. 下水道施設

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を行う。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

- (1) 施設点検の定期的実施による危険箇所の早期把握
- (2) 施設設備の耐震・液状化対策等
 - ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震性の強化及び液状化対策
 - イ その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等で機能の維持を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いて整備する。
 - ウ 緊急用として管きょ及び処理場にバイパス等の整備
 - エ 停電及び断水に対して速やかに対応できる設備の整備
 - オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備する。
- (3) 施設が損傷した場合においても最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用等）を図る。
- (4) 施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討する。
- (5) 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- (6) 下水道台帳等復旧に不可欠な情報のバックアップシステムの整備
- (7) 他市町村及び防災関係機関との支援方法、資機材の確保方法等の体制確立

3. 電気施設

電気事業者は、地震災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 電力供給施設の耐震性確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

4. プロパンガス販売事業者等

プロパンガス販売事業者等は、地震災害発生時のプロパンガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、次の予防対策を行う。

- (1) ガスボンベの転倒防止
- (2) 地震対応型マイコンメータの設置促進（震度5弱程度以上の地震発生時に、ガスを自動的に遮断する機能）
- (3) 地震発生時における防災対策の周知
- (4) 地震対応型ガス器具の設置促進

5. 鉄道施設

東海旅客鉄道(株)は、地震災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 施設、設備の耐震性の確保
 - ア 橋梁の維持、補修
 - イ のり面、土留の維持及び改良強化
 - ウ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - エ 建物設備の維持、修繕
 - オ 通信設備の維持
- (2) 防災資機材の整備点検及び要員の確保

6. 電話（通信）施設

電気通信事業者は、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行うものとする。

- (1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の耐震化及び安全確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
 - ア 孤立防止用無線電話機
 - イ 可搬型移動無線機
 - ウ ポータブル衛星通信装置
 - エ 非常用デジタル交換装置
 - オ 非常用移動電源車
 - カ 応急ケーブル、特殊車両、防災用機材等
- (4) 通信輻輳対策の推進

(5) 重要通信の確保

ア 災害時優先電話の確保

イ 災害用伝言ダイヤルの開設

(6) 要員の確保

7. 電線類

町は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

8. ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

(1) 避難所その他公共施設での井戸の掘削

(2) 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置

(3) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置

(4) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け

(5) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）

(6) 各種通信メディアの活用（アマチュア無線、インターネット等）

(7) 新エネルギーシステムの導入

ア 太陽光発電システム

イ 太陽熱利用・ソーラーシステム

第24節 文教対策

第1項 文教対策

学校の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下、「文教施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と児童、生徒（以下、「児童生徒」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

1. 文教施設の不燃化、耐震構造の促進

学校の管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずるものとする。

2. 文教施設の予防対策

学校の管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して地震災害の予防に当たるものとする。

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

(2) 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

3. 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に地震災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

4. 防災教養

学校の管理者は、学校での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行うものとする。

(1) 児童生徒に対する防災知識の普及

児童生徒の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識の醸成及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努める。

5. 登下校の安全確保

学校の管理者は、児童生徒の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、町は、学校等が保護者との間で災害発生時における、児童生徒の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6. 避難その他の訓練

学校の管理者は、児童生徒及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。
- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。
- (4) 訓練は毎学期1回程度実施する。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。
- (7) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。
- (8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

第2項 文化財保護対策

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

1. 防災思想の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

2. 文化財施設の予防対策

(1) 指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を地震災害から保護するため、不燃化、耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

(2) 町、県

ア 国指定、県指定及び町指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ 文化財防災台帳（非常災害時以外は非公表）を配備し、大規模地震災害時に備える。

ウ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図り、その管理・保護対策について指導助言をする。

エ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

オ 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

カ 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3. 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習を行うなど、火災予防の徹底を期するものとする。

4. 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努めるものとする。

5. 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、町防災関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

教育委員会は、県と連携して、緊急避難用保管場所（博物館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第25節 行政機関の業務継続計画

大規模地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、町の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、町にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

1. 町における業務継続計画の策定

町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・検証を踏まえた改訂などを行うとともに、町の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受入れできる体制の確立を図るものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになることから、町における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2. 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物情報及び測量図）の分散保存の促進を図る。

町は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

3. 耐震対策

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

第26節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や町の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町は、企業の防災意識の向上を図り、大規模災害発生時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

1. 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management 以下、「BCM」という。）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2. 企業防災の促進のための取り組み

町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第27節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

1. 連携の強化

町及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

2. 事前防止対策

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

3. 代替電源の確保

町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

1. 町本部

町長は、地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で町長が必要と認めたときは、町に係る災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき七宗町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、災害が発生する恐れが解消し、又は災害応急対策をおおむね完了したときはこれを廃止する。

また、町長は、災害地に現地対策本部を置くことができる。

なお、町本部の運営の方法、配備態勢等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

2. 要員の確保

(1) 町の動員体制

ア 町の動員基準及びその人員等は、次のとおりとする。

体制	基準	動員内容	動員人員	摘要
準備体制	県内で地震が発生し、町地震観測計が震度3を観測したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務防災係職員全員	
警戒体制	県内で地震が発生し、町地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したとき。	警戒活動にあたり、事態の推移に伴い速やかに本部を設置できる体制	総務課職員全員、防災当番、町長、参事、教育長、各課長職以上	町長が必要と認める場合は、災害対策警戒本部が設置される。若しくは災害対策本部を設置できる。
非常体制	県内で地震が発生し、町地震観測計が震度5強以上を観測したとき。	災害が発生し、町内の広域に大規模な災害が予想され、全町的に応急対策がとれる体制	全職員	災害対策本部を設置する。

イ 職員の動員体制

- ① 準備体制及び警戒体制の要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。
体制の伝達は、勤務時間内においては庁内放送、勤務時間外及び休日においては防災情報ネットワークシステムによるメール電話（携帯電話）による。
- ② 準備体制及び警戒体制にかかわる指揮監督は、総務課長が行う。
- ③ 本部長は、町本部の設置を決定したときは、直ちに各部長に通知する。
- ④ 各部長は、あらかじめ自部署の職員動員編成計画を定めておき、町本部設置の決定通知を受けたときは、その計画に基づいて動員体制をとる。

ウ 緊急参集

職員は、勤務時間外及び休日等において、県内に震度5強以上の地震の発生を覚知したときは、連絡の有無にかかわらず、直ちに本庁又は支所に参集する。

エ 緊急初動特別班

- ① 本部長は、非常体制をとる場合は、緊急初動特別班を設置する。
- ② 緊急初動特別班の班員は、本庁又は支所から徒歩又は自転車で10分以内の地に居住する職員の中から、あらかじめ指名しておく。
- ③ 緊急初動特別班に指名された職員は、参集後直ちにあらかじめ与えられた任務に就く。

[緊急初動特別班の任務]

- a 町本部の設置準備
- b 防災関係機関との連絡調整
- c 職員の安否確認及び連絡
- d 被害状況の早期把握

オ 要員の応援要請

職員の被災により最低限の要員確保が困難なときは、県支部に応援を要請し、必要人数を確保する。

(2) その他の防災関係機関の動員体制

その他の防災関係機関は、町に準じ、その動員体制をあらかじめ定めておく。

(3) 本部長の代替職員

本部長の代替職員は、次のとおりとする。

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	代替職員 (第4順位)
本部長	参事	教育長	総務課長	課長職の中で 年長の者

第2節 ボランティア活動

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1. ボランティアの受入体制

- (1) 町は、災害対策本部にボランティア活動を総合的に支援する機構を整備し、町社会福祉協議会、日本赤十字社七宗町分区並びにNPO・ボランティア等と連携し、生活支援、医療等分野ごとのボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行う。
- (2) 町は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報を提供し、参加を呼び掛ける。
- (3) 町は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行う。
- (4) 町は、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。
- (5) 町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会に協力し現地災害救援事務所を設置する。

[現地災害救援事務所の業務]

ア 被災現地の救援活動

イ 災害救援ボランティアの受入及びコーディネート

ウ 災害救援ボランティアの救援活動への支援

- (6) 救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、県及び町の総合ボランティア部会と連携し、受入・派遣に係る調整等を行う。

[災害時のボランティア活動]

ア 被災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

イ 被災建物の危険度調査

被災した建物が、その後の余震に耐えられるかどうかを判定する業務であり、建築士等で専門的な技術を習得した応急危険度判定士が中心となる。

ウ 被災者の生活支援

一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

(ア) 避難所援助

食料・飲料水の提供、炊出、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・身体障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話相手、子どもの世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）など

(イ) 在宅援助

高齢者・身体障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（ホームページ、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど

(ウ) その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝いなど

第3節 自衛隊に対する災害派遣要請

1. 派遣要請

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定による派遣を要請するよう求める。
- (2) 町長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、部隊の派遣を促す。
- (3) 町長は、(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨通知する。
- (4) 町長以下町幹部が被災あるいは連絡が取れない事態を考慮し、次の順序により派遣要請の権限を与える。
①町長 ②参事 ③教育長 ④総務課長 ⑤課長職の中で年長の者

2. 要請の方法

要請は、次の事項を記載した「災害派遣要請依頼」(様式編・様式4-1号)により県知事に依頼を行うが、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって要請し、事後速やかに所定の手続きをとる。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3. 連絡等の窓口

部 隊 名 称	種 別	番 号
陸上自衛隊第10師団(守山)防衛班	N T T電話	052-791-2191(内線4237)
		052-791-2191(内線4301)(夜間)
	防災行政無線	652-704
陸上自衛隊第35普通科連隊(守山)第3科	N T T電話	052-791-2191(内線4831)
		052-791-2191(内線4509)(夜間)
	F A X	052-791-2191(内線4839)
	防災行政無線	652-701(第3科)
		652-702(第2科)
652-719(F A X)		
航空自衛隊小牧基地防衛部運用班	N T T電話	0568-76-2191(内線4032)
	F A X	0568-76-2191(内線4039)
航空自衛隊岐阜基地第2補給処企画課	N T T電話	058-382-1101(内線2682)
		F A X
	防災行政無線	653-701(事務室)
		653-719(F A X)
		653-702(指揮所)
		653-703(夜間)

4. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、地震による災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

[自主派遣の判断基準]

- ① 災害に際し、防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

5. 災害派遣部隊の受入れ体制

町は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期す。

(1) 他の災害救助機関との競合、重複の排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助機関と競合、重複することのないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口は総務課とする。

(3) 作業計画及び資機材の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、なるべく先行性のある計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備し、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

(4) 派遣部隊の受入れ

ア 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

イ 住民の協力

ウ 派遣部隊の誘導

(5) 活動状況の報告

町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告する。

6. その他

自衛隊の業務の範囲、経費の負担等については、一般対策編第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

第4節 災害応援要請

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急活動に支障をきたすため、その規模に応じて、町、県及び国等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

1. 県及び他市町村に対する応援要請

(1) 災害対策基本法に基づく応援要請

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期する。

イ 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき知事に応援を求め、災害対策の万全を期する。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づき県に対し応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請することができる。また、必要に応じて、岐阜県広域消防相互応援協定及び可茂地区市町村消防団消防相互応援協定等に基づき、区域内の町に対して、被災市町村を応援することを求める。

応援に当たっては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。

(3) 応援の受入体制の整備

町は、応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受入体制を整備するものとする。

2. 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

3. 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

第5節 緊急輸送、交通規制対策

第1項 道路交通対策

地震災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

1. 緊急輸送道路の確保

- (1) 道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握するものとする。
- (2) 町及び加茂警察は、道路情報ネットワーク等を活用し、町内のみならず隣接市町村の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、災害のため、道路が被害を受け交通に支障がある場合は、速やかに応急復旧作業を実施する。

2. 交通規制の実施

- (1) 道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路法第46条に基づき道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) この場合、道路管理者は、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

第2項 輸送手段の確保

1. 輸送手段の確保

- (1) 町の確保体制
町は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼するものとする。
- (2) ヘリコプター離着陸場等の確保
町は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

2. 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

町は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点（道の駅ロック・ガーデンひちそう）を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

(1) 取扱い物資

- ア 他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から配送される義援物資
- エ 医薬品

(2) 広域物資輸送拠点等における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(3) 指定避難場所等への輸送

指定避難場所等までの輸送は、原則として町が実施する。

第6節 通信の確保

大規模地震災害発生時には、安否確認等のための集中的な利用により、電話はその機能を失うことが想定されるので、こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とそのネットワークの一層の充実により、通信手段の確保を図る必要がある。

このため、情報通信体制の多重化を図り、アマチュア無線、インターネット等各種通信手段の活用を推進する。

1. 通信手段の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンク(株)は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

西日本電信電話(株)、(財)名古屋ケーブルビジョンは、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、地震災害発生時において、加入電話及び無線通信ともに混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種メディアの活用

町及び防災関係機関は、アマチュア無線、インターネット等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

イ 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うものとする。

2. 県防災行政無線の運用

(1) 災害時の通信連絡

災害時における県、市町村、防災関係機関への災害情報の伝達、応援要請等は、県防災行政無線を有効に活用して行う。

(2) 県防災行政無線の運用

県防災行政無線の運用については、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に基づき運用する。

第7節 地震災害情報の収集・伝達

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには県や報道機関等を通じた正確な情報提供が不可欠である。

そのため、迅速な被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立し、特に被災者へのきめ細かな情報の提供を実施する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

1. 地震情報の受理、伝達

町は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、必要に応じて避難指示等の措置を講ずる。

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て地震災害応急対応活動の実施に必要な情報又は被害状況を収集するとともに速やかに関係機関に伝達する。町は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して資料・情報提供等の協力を求める。

2. 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

町は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 参集途上にある職員は、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行う。

ウ 自主防災組織や自治会等住民から情報を収集する。

エ 被害が甚大な場合にあつては、調査班を編成し現地に派遣する。

オ 甚大な被害を受けた職員は自宅待機とし、自宅周辺の情報収集にあたる。

(2) 地震発生直後の第1次被害情報等の収集、連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災害対策基本法、災害報告取り扱い要領及び火災・災害等即報要領（以下「即報要領」という。）に基づき速やかに県へ報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。

さらに、119番通報が殺到する状況については、県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

なお、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する地震については、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県に加え、直接消防庁にも報告する。

（注）消防庁連絡先は、一般対策編第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」参照のこと。

さらに、町は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

(3) 情報の整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

(4) 被害状況等の調査及び報告

被害状況に関しては、災害の種別により異なるが、おおむね次の区分によって調査・報告をするものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず町の区域内で行方不明となったものについて、加茂警察等関係機関の協力にもとづき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は都道府県に連絡するものとする。

(5) 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、人的被害(行方不明者の数を含む。)と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

(6) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部設置状況等を連絡する。

(7) 情報の共有化

町は、災害事態についての認識を県と一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

(8) 一般被害情報等の収集・連絡

町は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ県に連絡するが、防災関係機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを国、県及び町に連絡する。

(9) 情報センターの設置

町は、情報受発信の総合窓口として災害救援情報センターを設置する。

センターは、各課から派遣された職員で構成し、災害対策本部の下におく。

第8節 災害広報

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

1. 災害広報の実施

町は、地震発生後速やかに広報部門を設置し、防災関係機関等と連携し、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

(1) 広報の方法

情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(2) 広報の内容

地震災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他町民生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する際、情報の混乱を避けるため、防災関係機関と十分に連携を保つものとする。

[広報事項]

ア 地震災害の状況に関する事

イ 避難に関する事

- ① 町等が実施した避難指示又は避難場所の内容
- ② 居住者がとるべき行動

ウ 災害応急対策活動の状況に関する事

- ① 交通規制及び道路情報等に関する事
- ② 水道、電気等の供給状況及び復旧予定
- ③ 電話の使用制限及び復旧予定
- ④ 鉄道、バスの運行状況及び復旧予定
- ⑤ 救護所の開設状況、その他の医療情報
- ⑥ 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定

エ 被災者生活支援に関すること（二次災害防止情報を含む。）

- ① 被災者の安否情報
- ② 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること
- ③ 水道、電気等の二次災害防止に関すること
- ④ 下水道の使用に関すること
- ⑤ 防疫に関すること
- ⑥ 臨時災害相談所の開設に関すること
- ⑦ 流言飛語の防止に関すること

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、住民等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて町及び県と連携し、又は報道機関の協力を得るものとする。

(4) 報道機関の広報

報道機関は、民心の安定及び混乱の防止を図るため、住民等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、住民等に密接な関係のある事項について情報の提供に努め、取材活動にあたっては、救助活動等災害応急対策に支障のないよう配慮する。

(5) 被災者等への広報の配慮

文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

(6) 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、可茂消防事務組合、加茂警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、PHS版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

(7) 観光における風評被害対策

町は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

2. 報道機関への対応

(1) 情報の提供及び報道の要請

町は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請するものとする。

[提供する情報]

- ア 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
- イ 救助活動に関する情報
- ウ 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
- エ 被災者の安否確認に関する情報
- オ その他関係情報

[情報提供、報道要請にあたっての留意事項]

- ア 提供する情報の種類、収集方法、発表様式等をあらかじめ定める。
- イ 報道機関からの照会に対応する体制整備
- ウ 情報の錯そうの防止（防災関係機関等との連絡調整）
- エ 情報の提供及び報道の要請

(2) サイレントタイム設定の検討

町は、県と協力して、生存者の発見を効果的に行うため救出活動に直接関係ないヘリコプター等の運行を一定時間規制するサイレントタイムの設定について報道機関等と協議検討する。

3. デマ等の発生防止対策

町及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実を把握したときはその解消のため適切な措置をするものとする。

4. 総合的な情報提供、相談窓口の整備

町は、各部（課）の情報提供、相談事業との連携により、効果的な情報の提供や各種の相談に応ずるため、情報提供、相談の総合窓口として「情報センター」を設置する。

「情報センター」は、各部（課）から派遣された要員で構成するものとし、町本部の下に置き、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら24時間対応する。

第9節 消防・救急・救助活動

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより住民、事業者をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、可茂消防事務組合は、その全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等に当たり、激甚な大規模災害等から住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

1. 出火、延焼の防止

(1) 出火等の防止

ア 町は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。

イ 自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、これに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

■ 広報事項

- ① 火気の使用を中止する。
- ② ガス器具等へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに、引火物の漏えい、流出等を防止する。
- ③ 危険物施設の保安点検を行うとともに、危険物等の漏えい、流出等を防止する。
- ④ ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、直ちに町等へ通報する。
- ⑤ 電気製品を点検し、避難の際には電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

(2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

■ 初期消火の要領

- ① 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての消火活動を行う。
- ② 消火班の出動による可搬式小型動力ポンプ等を使用しての消火活動を行う。
- ③ 消防隊（消防団、消防署）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 延焼の防止（火災防ぎよ）

ア 消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くすものとする。

イ 町は、火災の状況が町及び可茂消防事務組合の消防力を上回る場合には、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」「岐阜県広域消防相互応援協定」に基づく他市町村の応援を求める。

更に必要な場合は、県を通じ消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請、あるいは自衛隊の派遣を要請する。

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2. 危険物関係施設における災害拡大防止措置

(1) 町

町は、危険物関係施設において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、周辺地域の居住者等に対して、避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

(2) 危険物施設の所有者等

危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、以下の措置を講ずる。

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動及び漏えい防止の措置、引火・発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの可茂消防事務組合、加茂警察、町への通報、付近住民への避難の周知

エ 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(3) 可茂消防事務組合、加茂警察

可茂消防事務組合及び加茂警察は、危険物施設において異常が発生し、災害が拡大する恐れがあるときは次の措置を講ずる。

ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施

エ 警察による施設周辺の警戒、交通規制の実施

3. 負傷者等の救出及び救急

(1) 可茂消防事務組合、加茂警察等による救出・救急活動

可茂消防事務組合、加茂警察等は、倒壊家屋の下敷き、建物内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

ア 救出活動

① 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。

② 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ 救急活動

① 可茂消防事務組合は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。

② 道路の損壊により、車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

(2) 住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力するものとする。

(3) 応援要請

町本部長は、「可茂地区市町村消防団消防相互応援協定」「岐阜県広域消防相互応援協定」に基づく近隣市町村に対する応援、あるいは県を通じ緊急消防援助隊等の応援を求めるものとする。

(4) 応援隊の指揮命令

可茂消防事務組合（消防団）は、応援部隊の受入れにあたっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮するものとする。

(5) 応援部隊の誘導

応援部隊を受入れた際は、消防団等の誘導員を配置し、的確な誘導を行うものとする。

第10節 水防対策

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化による堤防の崩壊、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水の恐れがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

1. 水防情報の収集

(1) 河川管理施設等の被害状況の把握

ア 河川管理者及び発電ダム、ため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や防災関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努めるものとする。

イ 水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

(2) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生への恐れ、また、洪水の発生等の可能性などに注意するものとする。

2. 水防活動

(1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合、水防管理者は水防体制をとるものとする。

3. 応援要請

(1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。

(2) 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従いできる範囲で応援をするものとする。

第11節 孤立地域対策

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。

このため、孤立が予想される地域が多数存在する町の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たるものとする。

- ① 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- ② 緊急物資等の輸送
- ③ 道路の応急復旧による生活の確保

1. 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。地震災害発生時に町は、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

2. 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。町は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

3. 通信手段の確保

町は、県と連携して、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第6節「通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星通信等の貸与により通信手段の確保を図るものとする。

4. 食料品等の生活必需物資の搬送

町は、県と連携して、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

5. 道路の応急復旧活動

町は、県と連携して、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

6. その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第12節 災害救助法の適用

地震災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。

そのため、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、地震災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

1. 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い知事が定めることとされており、町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。

また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

なお、災害救助法の適用等の詳細については一般対策編に準ずる。

■災害救助法による援助の種類と実施者

援 助 の 種 類	実 施 者
(1) 避難場所の設置及び収容	町
(2) 炊出及び食品の給与	町
(3) 飲料水の供給	町
(4) 被服寝具及び生活必需品の給与又は貸与 ア 確保、輸送 イ 調査、報告、割当、配分	県 町
(5) 医療・助産 ア 医療班派遣 イ その他	県、町、日赤支部 町
(6) 学用品の給与 ア 確保、輸送 イ 調査、報告、割当、配分	県 町
(7) 被災者の救出	町
(8) 埋葬救助	町
(9) 応急仮設住宅の建設	町
(10) 住宅応急修理	町
(11) 行方不明者の搜索	町
(12) 遺体の処置	町
(13) 障害物の除去	町

2. 被害状況の把握及び報告

町は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、町は、直接、国に対して緊急報告を行うものとする。

3. 災害救助法の適用

町長は、地震災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、知事に対しその旨を要請するものとする。

災害救助法の適用基準は、一般対策編に準ずる。

4. 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用について町長が行う報告等の手続は、次のとおりとする。

- (1) 災害に際し、町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受ける。
- (3) 災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間救助実施状況を整理しておくとともに、知事にその状況を適宜報告する。

第13節 避難対策

地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、地すべり等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼす恐れがあり、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。町長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

1. 避難の指示

地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

(1) 町長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

(2) 知事の代行措置

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、災害対策基本法第60条第6項に基づき町長に代わって避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の勧告又は指示を行う。

(3) 警察官の措置

警察官は、町長が避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、災害対策基本法第61条第1項及び警察官職務執行法第4条第1項に基づき直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

(4) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、自衛隊法第94条第1項に基づき危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行うものとする。

2. 警戒区域の設定

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第1項に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

[避難の指示内容]

避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

- (2) 避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- (3) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、災害対策基本法第73条に基づき町長に代わって警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 警察官は、上記の場合において、災害対策基本法第63条第2項及び警察官職務執行法第4条第1項に基づき、町長及びその命を受けた町職員がその場にはいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、あるいは自らの権限により警戒区域を設定し、必要な措置をとる。
- (5) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、上記の場合において、町長等及び警察官がその場にはいない場合、災害対策基本法第63条第3項に基づき警戒区域を設定し、必要な措置をとる。
- (6) 消防職団員等は、消防活動の確保のためあるいは水防上の緊急性がある場合、消防法第28条及び水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、必要な措置をとる。

3. 避難措置等の周知

町は、自ら避難の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第8節「災害広報」により住民等への周知するものとする。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

4. 防災関係機関への通知

避難のための立退きを指示をし、もしくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、防災関係機関に通知又は連絡するものとする。

(1) 町長の措置

町長→知事（危機管理課）

(2) 警察官の措置

ア 災害対策基本法に基づく措置

警察官→警察署長→町長→知事（危機管理課）

イ 職権に基づく措置

警察官→警察署長→警察本部長→知事（危機管理課）→町長

(3) 自衛官の措置

自衛官→町長→知事（危機管理課）

5. 避難所の開設

(1) 避難所の開設場所

町は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

町は指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(※資料編・資料7-1、2 指定緊急避難場所 資料8 指定避難所 資料9 福祉避難所)

(2) 指定避難所の周知

町長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察、自衛隊（派遣要請を行った場合のみ）等関係機関に連絡するものとする。

(3) 指定避難所における措置

指定避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

町は、自主防災組織、町、施設管理者の協議によりあらかじめ定められた「避難所運営マニュアル」に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努める。

(4) 指定避難所の運営管理

町は、指定避難所の運営が定められた避難所運営マニュアルに基づき、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。

ア 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請するものとする。

イ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。

エ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

オ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

カ 外国人への対応について十分配慮するものとする。

キ 受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。

ク 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

ケ 自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(5) ボランティアの活用

町は、指定避難所を開設するにあたっては、日本赤十字奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得て、生活環境の保持等に努めるものとする。

また、ボランティアが不足する場合は、県にあっせんを要請する。

6. 避難路の通行確保

町職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

7. 避難の誘導

町職員、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を災害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

8. 自治会及び自主防災組織による避難活動

自治会及び自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

- (1) 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- (3) 高齢者、傷病者、障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- (6) 地域内居住者の避難状況の把握

9. 避難先の安全管理

町及び加茂警察は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

10. 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

町は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

11. 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

町は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

12. 行政区域を越えた広域避難の支援要請

町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難の受入れに関する支援を要請するものとする。

13. 広域一時滞在

町が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災した町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村から被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第14節 建築物・宅地の危険度判定

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

1. 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

2. 実施主体の責務

町は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じる。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

第15節 食料供給活動

地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

(1) 調達及び供給

ア 実施主体

炊出及び食品の供給の実施は、町本部学校給食班及び福祉班が行うが、町本部において実施できないときは、県支部又は隣接市町村本部に要請し、応援を得て実施するものとする。

町における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は要求をまたないで町に対する食料物資を確保し輸送するものとする。

■炊出の方法

炊出は、町本部が協力組織、ボランティア等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うが、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ① 町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出の基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えないが、この場合、炊出に必要な米穀は原則として町本部が確保する。
- ② 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養のバランス等を考慮するものとする。
- ③ 提供する食事は、食中毒を予防するため、次のことに留意する。
 - a 加熱が必要な食品は、中心部までしっかり加熱する。
 - b 消費・賞味期限や保存状態に十分配慮のうえ、できる限り速やかに配布し、期限内に消費する。
 - c 食器・器具の取り扱いは、衛生面に十分配慮する。
- ④ 炊出場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。

なお、炊出を避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたるものとする。

イ 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

(2) 関係機関、業者等との協定に基づく応急食料の調達

町は、関係機関との「災害時における応急生活物資供給に関する協定」に基づき、応急食料を調達する。

(3) 相互応援協定に基づく応急食料提供の要請

町は、災害の状況その他に応じ、「震災時の相互応援に関する協定」に基づき関係県又は隣接市町村に対し、食料及びその供給に必要な資機材の提供を要請する。

(4) 支給、配分の公平性の確保

町は、食料の供給にあたっては、事前に住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努める。

第16節 給水活動

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限必要な量の飲料水を確保するため、迅速に適切な措置を行う。

(1) 飲料水の応急給水活動

ア 町は、飲料水の確保が困難な地域について、次により応急給水を行う。

① 給水班を組織し応急給水を実施する。

[応急給水の目安]

a 給水量：おおむね1人1日3リットル

b 給水期間：飲料水の供給が平常状態に回復するまでの期間

② 町が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水（農業用井戸を含む。）等を活用して応急給水を実施する。

③ 応急給水にあたっては、住民に対して給水場所、時間等を広報する。

イ 住民は、地震発生後3日間程度は蓄えた水等をもって飲料水を確保するよう努めるとともに、衛生上の注意を払いつつ、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。

(2) 応急給水の応援要請

町は、自ら飲料水の供給が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

[応援要請に際し示すべき事項]

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

(3) 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第17節 生活必需品供給活動

地震災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

(1) 生活必需物資の調達及び供給

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、町が町計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、町が実施する。ただし、町は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。

ア 備蓄物資の放出

イ 調達計画に基づき地域内小売業者等から調達

また、住民は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合はその物資で対応し、対応できない場合には、町に支給（貸与）を申請する。

(2) 相互応援協定に基づく生活必需物資提供の要請

町は、災害の状況その他に応じ、「震災時の相互応援に関する協定」に基づき県又は隣接市町村に対し、生活必需物資の提供を要請する。

(3) ニーズに適した物資の支給

町は、生活必需物資の確保にあたっては、季節、天候、時間の経過等により被災者のニーズも多様であることに配慮する。

(4) 支給、配分の公平性の確保

町は、物資の支給、配分にあたっては、事前に住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努める。

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

(5) 生活必需品の確保

生活必需品の調達及び輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

第18節 要配慮者、避難行動要支援者対策

地震災害発生時、高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者、外国人、妊婦等の要配慮者は、身体面や情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。

また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

そのため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

なお、避難行動要支援者の支援等については、「七宗町避難行動要支援者避難支援プラン」を指針として実施する。

1. 避難行動要支援者対策

(1) 町は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

(※資料編・資料10 要配慮者利用施設)

(2) 町及び町社会福祉協議会は、地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図等を利用し、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

(3) 町は、要配慮者を発見した場合は、避難所への移動、施設への緊急入所等の緊急措置、居宅での生活が可能な場合は在宅保健福祉サービスのニーズの把握等、実情に即した措置を講ずる。

(4) 町、可茂消防事務組合及び加茂警察は連携して、あらかじめ定めた避難計画に従い、住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。

(5) 住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織等の要配慮者班を中心に地域ぐるみで協力支援する。

2. 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の管理者は、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関に応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町本部に応援を要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町や県の協力を得つつ、施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町本部に応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について町本部に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

施設管理者は、入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（二次避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

3. 外国人対策

町は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

第19節 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

1. 住民、事業所等の啓発

町は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

2. 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受け入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

第20節 応急住宅対策

大規模地震により住宅が全壊(全焼、流失、埋没)し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、本章第13節「避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによるものとする。

1. 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修理等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 象 種 別		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	(1)自 費 建 設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既 存 建 物 の 改 造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借 用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公 営 住 宅 入 居	既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	(1)災 害 復 興 住 宅 融 資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2)地すべり関連住宅融資	
	4	災 害 救 助 法 に よ る 仮 設 住 宅 供 与	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1)災 害 公 営 住 宅 の 建 設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一 般 公 営 住 宅 の 建 設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1	自 費 修 繕	被災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1)国 庫 資 金 融 資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)そ の 他 公 費 融 資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3	災 害 救 助 法 に よ る 応 急 修 理	自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。
4	生 活 保 護 法 に よ る 家 屋 修 理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。	
障害物の除去等	1	自 費 除 去	被災者が自力(自費)で除去する。
	2	除 去 費 等 の 融 資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3	災 害 救 助 法 に よ る 除 去	生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4	生 活 保 護 法 に よ る 除 去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2. 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

3. 応急仮設住宅の建設

町は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、町において決定するものとする。

なお、町は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。

4. 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

5. 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

6. 住宅の応急修繕

町は、災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

7. 障害物の除去

町は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行うものとする。

8. 低所得世帯に対する住宅融資

町は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため貸金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金
- (3) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 災害援護資金の貸付

9. 生活保護法による家屋修理

町は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

(1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人件費等

(3) 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損する恐れがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人件費

10. 社会福祉施設への入所

町は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者について、必要性の高い者から入所させるものとする。

町は、被災者の避難状況等に鑑み、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

11. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第21節 医療救護活動

大規模な地震の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

1. 医療救護活動

(1) 医療救護活動の実施

ア 町は、救護所を設置するとともに、医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。

イ 町は、災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

ウ 町は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときには、県に対し、迅速かつ的確な医療救護について要請を行う。

(2) 医療救護活動の原則

医療救護班による活動は、町、県の調整のもと救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

(3) 重傷者等の搬送方法

ア 重傷者等の後方医療機関への搬送は、可茂消防事務組合の協力を得て実施する。ただし、救急車両が確保できない場合は、町及び医療救護班で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

(4) トリアージの実施

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

町は必要に応じて医療機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

(6) 後方医療活動の要請

ア 広域後方医療活動の要請

町は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

イ 広域搬送拠点の確保、運用

町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重傷者等の輸送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

2. 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

第22節 行方不明者の搜索、遺体の処置及び埋葬

地震災害時に、行方不明となった者の搜索や、死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、行方不明者及び遺体の搜索体制の確立、必要な機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を県に依頼する。

なお、火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても処理量が能力を大幅に上回る場合の火葬処理体制について考慮しておく必要がある。

(1) 行方不明者の搜索

町は、加茂警察及び防災関係機関の協力を得て行方不明者の搜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

(2) 遺体の処置

ア 町は、遺体を発見した場合は、警察に届出を行い、警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

イ 町は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。

(ア) 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとり、必要に応じて撮影を行う。

(イ) 寺院等の施設又は仮設安置所において遺体の一時安置を行う。

(ウ) 医師による死因その他についての検案を行う。

ウ 町は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の埋葬

ア 町は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。

イ 身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

(ア) 事故死等による遺体については、加茂警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。

(イ) 身元不明の遺体については、加茂警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

(ウ) 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

ウ 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、県に他市町村等の応援を要請する。

(4) 遺体安置場所の確保

町は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置場所を設けるものとする。

第23節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、またまん延する危険性も高い。

このため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

なお、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、以下の防疫活動を行うものとする。

- (1) 町は、防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の消毒及び清掃を行う。

[消毒及び清掃方法]

- (ア) 町は、消毒の実施にあたっては、町内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心にを行い、また、法令の定めるところに従って行う。
 - (イ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置する。
 - (ウ) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、災害地の状況に応じ、町は的確な指導及び指示を行う。
 - (エ) 町は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、適切に処分するが、この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、衛生的に行う。
- (2) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所に殺虫剤・殺そ剤を散布する。
 - (3) 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施するものとし、特に、仮設トイレ等の消毒を重点的に行う。
 - (4) 知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項の規定による当該職員の選任を行う。
 - (5) 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。
 - (6) 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

第2項 食品衛生活動

地震災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。

そのため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊出施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の発生防止を図る。

- (1) 町は、炊出を開始した場合、速やかに保健所に連絡する。
- (2) 町は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

第24節 保健活動・精神保健

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また、精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。

そのため、町は、関係機関と協力し、地震により被害を受けている住民を対象に、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

(1) 保健活動

ア 体制

町は県と連携し、保健師等を中心とした健康管理班を編成し、さらに、災害の程度により必要と認めたときは、保健所の協力を得て被災者の健康管理活動を行うものとする。

イ 活動内容

主な保健活動は、以下のとおりとし、具体的な内容については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

- ① 避難所、仮設住宅などの生活状況の把握及び生活環境の整備
- ② 避難所における巡回健康相談等の実施
- ③ 保健所、町における訪問指導の実施及び強化
- ④ 保健所、町における定例保健事業の実施
- ⑤ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

ア 体制

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援活動、具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療計画に定める。

イ 対策内容

町及び保健所の実施する精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

- ① 精神障がい者の住居等、生活基盤の早急な確保
- ② 精神科入院病床の確保
- ③ 24時間精神科救急体制の確保
- ④ 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
- ⑤ 被災者の心の傷へのケア
- ⑥ 被災救援にあたる職員、ボランティア等の心のケア

第25節 清掃活動

ごみ、し尿の処理事業は、震災の規模によっては、その処理に支障をきたすおそれがある。

また、震災時には、一時にしかも大量に瓦礫等の廃棄物が発生し、最終処分場の不足が予想されることから、災害廃棄物のリサイクル等による減量化、緊急時の仮置場、最終処分場の確保が重要となる。

したがって、ごみ、し尿、瓦礫等の災害により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の迅速な収集・処理体制を確保するため、県内及び近隣県の市町村との応援協力体制を整備するとともに、関連業界との協力体制についても整備に努め、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

(1) ごみ、し尿の処理

ア ごみ、し尿の処理活動

町は、地震災害時におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成するものとする。

なお、班の編成は、災害の種類、規模、状況等に応じて、班員及び装備の増減を図る。

イ 清掃方法

町は、次の方法により廃棄物の処理を実施する。

① ごみ処理

町は、ごみ収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力を得ることとする。

a 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から順次実施し、特に当初は災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努める。

b 収集方法

ごみの収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、ごみ収集運搬班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

c 処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。特に仮置場は地区ごとに指定しておく。

収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適切な回収・処理を行う。

② し尿処理

し尿収集車の確保については、民間、特に清掃団体の協力を得ることとする。

a 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する区域から順次実施する。

b 収集方法

し尿の汲み取り収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

c 処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

ウ 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努め、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるとする。

エ 災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(2) その他関連施設

町は、次により仮設便所の設置を行う。

ア 避難所施設等に伴う仮設便所の設置は、原則としてし尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。

イ やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置し、閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

ウ 仮設トイレは、民間所有のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。

エ 町においては、民間での保有状況をあらかじめ把握しておくものとする。

第26節 愛玩動物等の救援

地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

対策に当たって町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

1. 被災地域における動物の保護

町は、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

2. 動物の適正な飼養体制の確保

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

3. 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町は、県、飼養者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第27節 災害義援金品の募集配分

町は、県民及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

なお、義援物資の被災地内での仕分けは困難であるため、被災地外での種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減する必要がある。

また、義援物資については、希望する物資と希望しない物資を明確にし、そのリストを早期に公表する必要がある。

1. 義援金品の募集

町は、義援金品の受入れについて、広く周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部等並びに報道機関を通じて、次の事項を公表するものとする。

(1) 義援物資

ア 受入れ窓口

イ 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。）

ウ 受入れ窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

(2) 義援金

ア 受入れ窓口

イ 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

2. 義援物資の受入れ・配分

町は、次により義援物資の受入れ及び配分等を行うものとする。

(1) 受入れ

ア 災害発生後速やかに受入れ窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。

イ 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

ウ 義援金品拋出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配分

ア 配分の基準

配分は、町、県、その他義援物資の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分の時期

配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

町は、義援金品受払簿を備え付け、受入れから引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 各種様式

義援物資の受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は一般対策編第3章第30節「災害義援金品募集配分」の定めるものによる。

(6) 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

3. 義援金の受入れ・配分

町は、次により義援金の受入れ及び配分等を行うものとする。

(1) 受入れ

ア 地震災害発生後速やかに受入れ窓口を開設し、義援金の受入れを行う。

イ 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、県、町、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関で構成する配分委員会の銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配分

配分は、配分委員会組織が定める基準によって行う。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入れから引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 各種様式

義援金の受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は一般対策編第3章第30節「災害義援金品募集配分」の定めるものによる。

(6) 費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

第28節 公共施設の応急対策

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であり、また地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要となる。

そのため、公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

1. 道路施設の応急対策

- (1) 道路管理者は、地震災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、加茂警察、可茂消防事務組合、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施するものとする。

2. 河川施設の応急対策

- (1) 河川施設の管理者は、震度4以上の地震災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。
- (2) 堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

3. 土砂災害防止施設の応急対策

- (1) 土砂災害危険箇所の点検、状況把握
 - ア 町は、土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。
 - イ 町は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。
- (2) 応急対策
 - ア 町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。
 - イ 町は、被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制の整備に努めるものとする。

4. 治山施設の応急対策

- (1) 応急対策
 - ア 治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握とともに、余震、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。
 - イ 治山施設管理者は、人家、公共施設等への二次災害の恐れが高く、緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。
- (2) 応援要請
治山施設管理者は、応急復旧のため建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。

(3) 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を図るものとする。

5. 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、次のとおり災害応急対策を実施する。

(1) 建物の応急対策

「被災建築物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検により被害状況を把握し、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

(2) 施設機能の応急対策

ア 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保

イ 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧

ウ 緊急輸送車両その他車両の配備

エ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧

オ その他重要設備の点検及び応急復旧

カ 飲料水の確保

キ エレベーターに閉じ込められた者の救出

ク 火気点検及び出火防止措置

第29節 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。

また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要がある。

そのため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

1. 水道施設

(1) 上水道施設

ア 町は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

イ 町は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

ウ 町は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請する。

エ 応急復旧の目標期間は、次のとおりである。

(ア) 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3リットル）

(イ) 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル）

(ウ) 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル）

(エ) 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）

オ 町による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

カ 町は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(2) 下水道施設

ア 町は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

イ 町は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施する。

[第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）]

(ア) 管路

a 緊急調査

(a) 被害拡大、二次災害の防止のための調査（主に地表からの調査）

(b) 管路の破損による道路等他施設への影響調査

(c) 重要な区間の被害概要の把握

b 緊急措置

(a) マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設（トイレ等）の使用中止依頼

(b) 仮設トイレ、簡易トイレの設置

(イ) 処理場、ポンプ場施設

a 緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）

人的被害につながる二次災害の未然防止、予防（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁閉止、機器の運転停止等）

b 緊急調査

被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査

c 緊急措置

火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

[第二段階（主要目標：暫定機能の確保）]

(ア) 管路

a 応急調査

(a) 被害拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内まで調査）

(b) 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査

b 応急復旧

管内、マンホール内土砂のしゅんせつ、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置

(イ) 処理場、ポンプ場施設

a 応急調査

処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

b 応急復旧

コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切りまわし、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

2. 電気施設

中部電力パワーグリッド(株)は、災害発生時には防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

3. 電話施設

西日本電信電話(株)は、災害発生時には防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

4. 鉄道施設

東海旅客鉄道(株)は、災害発生時には防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

第30節 応急教育対策

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校の再開については、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

なお、避難所となっている学校では、避難者の生活に配慮しつつ適切な時期に学校教育を再開する。

1. 児童生徒の安全確保

学校は、第2章第24節「文教対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒の保護に努めるものとする。

(1) 学校の対応

ア 校長は、町本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ 児童生徒については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とし、帰宅させるにあたっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり児童生徒の安全を確保するとともに、あらかじめ学校と保護者との間で定めた、児童生徒の保護者への引き渡しに関するルールに基づき確実に保護者に引き渡す。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ 登下校中に地震が発生した場合は、学校へ登校し、又は学校へ引き返した児童生徒については、イに準じて所要の措置をとる。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は児童生徒を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとる。

(2) 教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、児童生徒を教室等を集める。

イ 児童生徒の避難・誘導にあたっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、町本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ 児童生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ定められた方法で確実に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 児童生徒の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

2. 教育活動の早期再開

町教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

各学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理する。

イ 公立学校の相互利用

被災を免れた学校施設を相互に利用する。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の施設を設置する。

エ 公共施設の利用

被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用する。

オ 上記ア～エによっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置の実施

(4) 教員の確保

町教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。

なお、確保が困難なときは、合併授業等必要な措置をとるものとする。

3. 児童生徒に対する援助

(1) 学用品の給与等

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、その種類、数量を県教育委員会へ報告し、給与を受ける。

(2) 就学援助

町は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

(3) 学校給食

学校は、学校給食の継続確保に努め、給食物資の確保について、必要な措置をとる。

(4) 転出、転入の手続

町教育委員会は、児童生徒の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。

また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

(5) 心の健康管理

町教育委員会は、被災した児童生徒及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

第31節 災害警備活動

様々な社会的混乱の中、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、加茂警察と連携して、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努めるものとする。

1. 地震災害発生時における措置

地震災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、おおむね次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 早期警備体制の確立
- (2) 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- (3) 被害実態の早期把握
- (4) 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- (5) 行方不明者の調査
- (6) 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- (7) 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- (8) 住民等による地域安全活動への指導、連携
- (9) 自主防災組織など、コミュニティにおける活動との連携を強化
- (10) 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- (11) 不法事案等の予防及び取締り
- (12) 避難路及び緊急交通路の確保
- (13) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (14) 広報活動
- (15) 遺体の見分、検視等
- (16) 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力
- (17) 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化

第32節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する。

1. 広報

町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ その他必要な事項

2. 応急対策

町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

3. 電力供給

電気事業者は、町等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車による緊急的な電力供給を行うものとする。

4. 通信機器等の充電

町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総 則

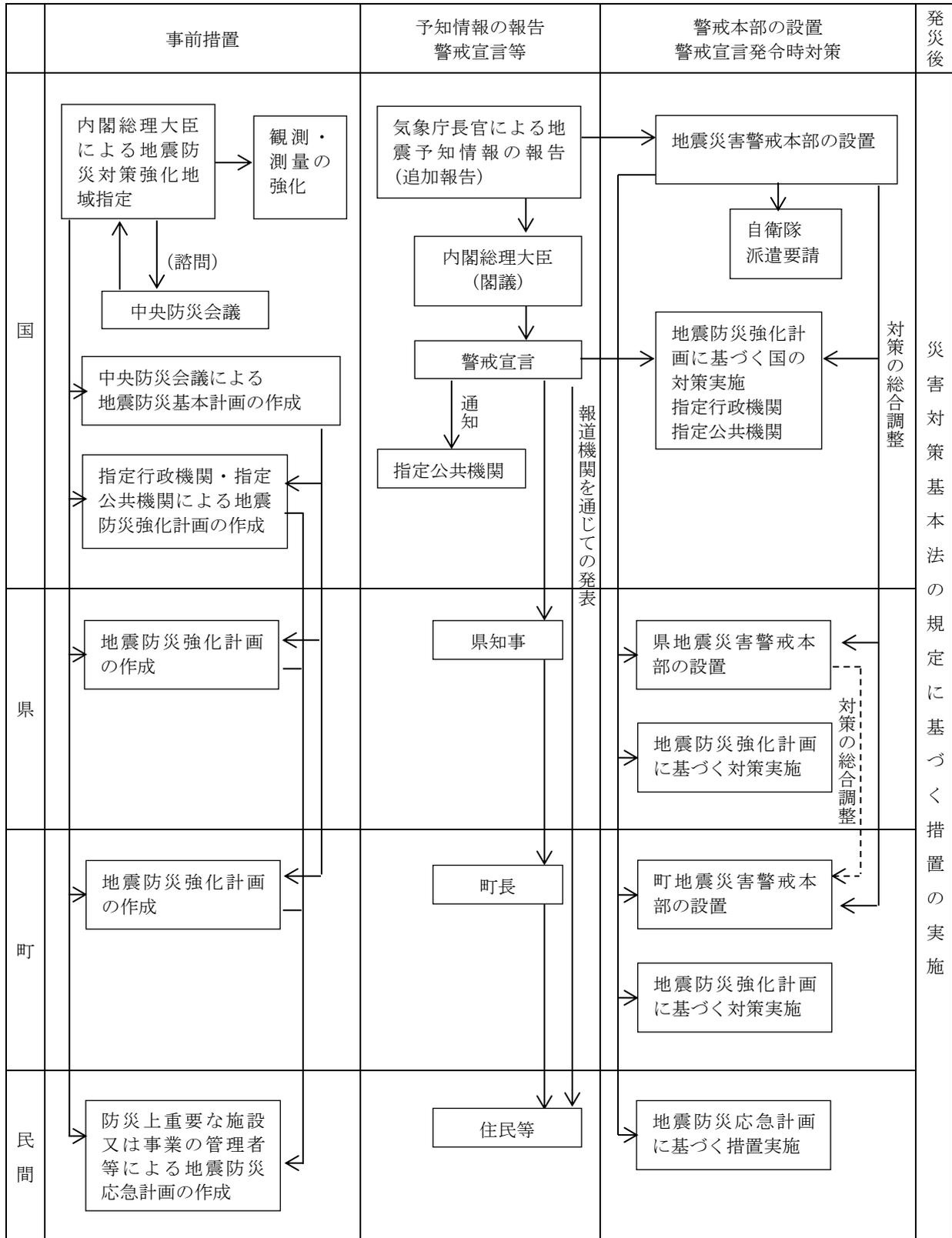
第1項 東海地震に関する事前対策の目的

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図り、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

■体系図



第2節 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策

第1項 地震災害警戒本部

町及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、次のとおり地震災害警戒本部を設置する。

1. 注意情報発表時

町長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとるものとする。

2. 警戒宣言発令時

町長は、警戒宣言が発せられた場合、町に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、町本部を設置するものとする。

3. 警戒解除宣言発令時

町長は、警戒解除宣言が発せられた場合、町本部を解散するものとする。

第2項 職員の動員配置

警戒宣言が発せられてから、大規模地震が発生するまでは、注意情報が発表された場合を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に事前対策の実施及び応急対策を迅速かつ的確に実施するための体制を確立するため、職員の動員配備を行い、対応体制を強化する。

1. 配備体制

配備体制の基準及び人員は、次による。

(1) 注意情報が発表されたとき

町長、参事、教育長、各課長、消防団長、総務課職員、各課の職員1名（事前に指名しておく。）

(2) 警戒宣言が発令されたとき

上記の者のほか全職員、消防副団長

2. 職員の配備

(1) 注意情報が発表されたとき

ア 勤務時間内

それぞれの職場で勤務中の職員を配備

イ 勤務時間外・休日

宿日直者による電話連絡によるほか、注意情報発表の事実を報道により認知したときは、各課の要員職員は自主登庁し、その他の職員はいつでも登庁できる準備をし、自宅等で待機する。

(2) 警戒宣言が発令されたとき

ア 勤務時間内

それぞれの職場で勤務中の職員を配備

イ 勤務時間外・休日

防災行政無線、防災情報メール、報道等で認知し、自主登庁する。

第3節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町及び防災関係機関は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び住民等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

1. 伝達する情報

- (1) 「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報（臨時及び定例）」（以下「東海地震に関する情報」という。）
- (2) 警戒宣言発令

2. 情報の収集

町及び防災関係機関は、地震予知情報等を県防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道により収集する。

3. 情報の伝達

町は、東海地震に関する情報等が発せられた場合、その内容を広報車、防災行政無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、東海地震に関する情報等の意味及び住民等がとるべき行動を合わせて示すものとする。

町は、防災関係機関等、鉄道や店舗等関係事業者と連携して、東海地震に関する情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達するものとする。

第4節 広報対策

町及び防災関係機関は、東海地震に関する情報等が発せられた場合、東海地震に関する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

1. 広報の内容

町、防災関係機関等は、住民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報するものとする。

- (1) 東海地震に関する情報等の意味、今後の推移、予想される県下の震度等の予想
- (2) テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努め、冷静な行動をとること。
- (3) 飲料水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- (4) 自動車による移動を自粛すること。
- (5) 避難対象地区として町から指定された地区以外は、避難行動をしないこと。
- (6) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- (7) 電話の使用は自粛すること。
- (8) 不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置をとること。
- (9) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。
- (10) その他住民が必要とすること。

なお、広報の手段は、本章第3節の「警戒宣言、地震予知情報等の伝達」による。

2. 問い合わせ窓口

町は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第5節 事前避難対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を確保するため、町は、自主防災組織と連携し、また、加茂警察の協力を得て迅速かつ的確な避難対策を実施する。

1. 事前避難の実施

(1) 町は、大規模地震対策特別措置法第26条の規定に基づき、警戒宣言が発せられたとき、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難の指示を行う。

加茂警察は、町が避難指示を行ういとまがないとき、町から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し立退きを指示することができる。

(2) 町は、次の内容を明示して避難指示を実施する。

- ア 避難対象地区
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難措置の周知等

ア 避難対象地区の住民等への周知徹底

町は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民等に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図るものとする。

イ 県への報告等

町は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、加茂警察と相互に連絡をとるものとする。

2. 避難所における措置

町は、収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、東海地震に関する情報等の伝達、警戒宣言発令時対策実施状況の周知、飲料水、食料、寝具等の供与、収容施設の秩序維持、その他避難生活に必要な措置をとるよう努める。

- (1) 地震予知情報等の伝達
- (2) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知
- (3) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (4) 収容施設の秩序維持
- (5) その他避難生活に必要な措置

また、町は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示するものとする。

3. 事前避難体制の確立等

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努めるものとする。

- (1) 避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。
- (2) 町は、あらかじめ避難対象地区を指定しておくとともに、指定地区の高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を把握しておき、自主防災組織等の協力のもとに避難行動が迅速に実施できる体制を整えておく。
- (3) 外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

第6節 消防、水防対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱の防止等に備える。

1. 消防対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (2) 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- (6) その他必要な措置

2. 水害対策

町（消防団）は、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (2) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、県や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

第7節 警備対策

警戒宣言が発せられた場合の警備対策は、警察官によるが、町、防災関係機関及び自主防災組織等は、警察官への情報の提供等を行うとともに、警備対策に協力する。

第8節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制等を実施する。

1. 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

町は、道路の点検により危険箇所を把握し、道路管理上の必要な措置をとるとともに、防災行政無線等により住民等に広報するものとする。

2. 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は、次による。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両は使用しない。

第9節 緊急輸送対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

また、町は、次により輸送手段の確保を図る。

(1) 町は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

(2) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

第10節 物資等の確保対策

町は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制の整備を図る。

1. 物資確保体制の整備

町は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、又は直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行うものとする。

2. 食料の確保

町は、警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡をとり、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図るものとする。

第11節 保健衛生対策

町は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

1. 医療、助産

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずるものとする。

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 医療機関の防災措置

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検、並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

ウ 外来診療

外来診療については、救急患者を除き中止する。

エ 災害発生後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医療品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

また、医師をはじめとした職員について、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

(2) 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、町内及び近隣市町村における医薬品等の在庫量に関する情報について県を通して把握した上で放出準備の要請を行うものとする。

2. 清 掃

町は、災害発生により生じるごみ、又は、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行うものとする。

3. 防 疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備等を行うものとする。

第12節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、町内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて、必要な対策を講じる。

- (1) 町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。
- (2) 宿泊休養施設（旅館等）及び自然公園（国定公園等）等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

第13節 公共施設対策

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

1. 道 路

町は、他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業者に
対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の
在庫量の把握を行い、調達体制を整えるものとする。

2. 河 川

町は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資器材の備蓄数量の確認及び整備点検並
びに水防上注意を要する箇所(point)の点検を行うとともに、消防団に対して待機を要請するも
のとする。

3. 上下水道

町は、上下水道施設の被災に対処するため、次の体制をとる。

- (1) 役割分担の確認
- (2) 関係機関との情報交換
- (3) 災害発生後の調査の準備体制
- (4) 浄水場、処理場、ポンプ場の機械設備の点検整備及び薬剤の保護並びに燃料等発火物
の保護
- (5) 応急復旧用機材の点検及び調達体制
- (6) 被災後の給水準備体制
- (7) その他必要な体制

4. 治山施設等

町は、管理する治山施設等について、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の
発生の恐れのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者
に出動準備体制をとるよう要請するものとする。

5. 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役
割を果たすため、おおむね次の措置を講じるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に
対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

6. 工事中の建築物その他工作物又は施設

- (1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じるものとする。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。
- (3) 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出る恐れがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに町に通報するものとする。

第14節 大規模な地震に係る防災訓練

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

1. 町の訓練

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 余震に関する情報等情報伝達訓練
- (4) 車両による避難訓練

第15節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1. 町職員に対する教育

町は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震に関する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2. 住民等に対する教育

町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物等の活用、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震に関する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総 則

第1項 計画の目的

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、町域における南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第3節「各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

施設等の整備にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

建築物、構造物等の耐震化、避難地の整備その他の整備については、本編第2章第25節「行政機関の業務継続計画」に準ずるものとする。

第3節 関係者との連携協力の確保

第1項 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

町は、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、被害の状況を勘案し、必要に応じて県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあるせん等の措置をとるよう、県に物資等の供給を要請し、町の物資等の供給態勢を確保する。

2. 人員の配備

町は、町内における人員の配備状況を把握し、県に報告するとともに、人員が不足する場合は、必要に応じて、県へ人員派遣等、広域的な措置を要請する。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2項 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、本編第3章第3節及び第4節に準ずる。

第3項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、町は県と共同で、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2項 防災対応の基本的な考え方

町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 <p style="text-align: right;">など</p>
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない <p style="text-align: right;">など</p>
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 <p style="text-align: right;">など</p>

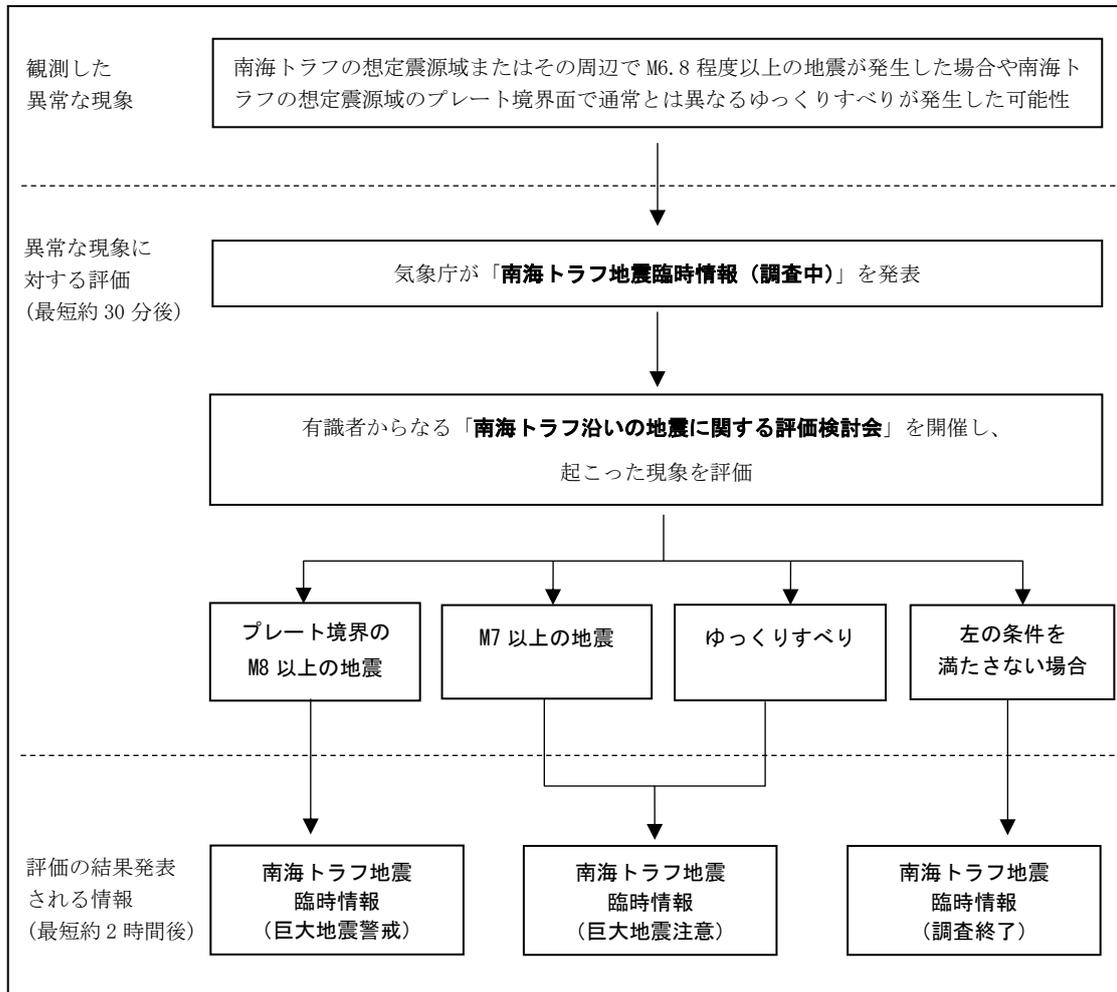
第3項 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

■南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第4項 防災対応をとるべき期間

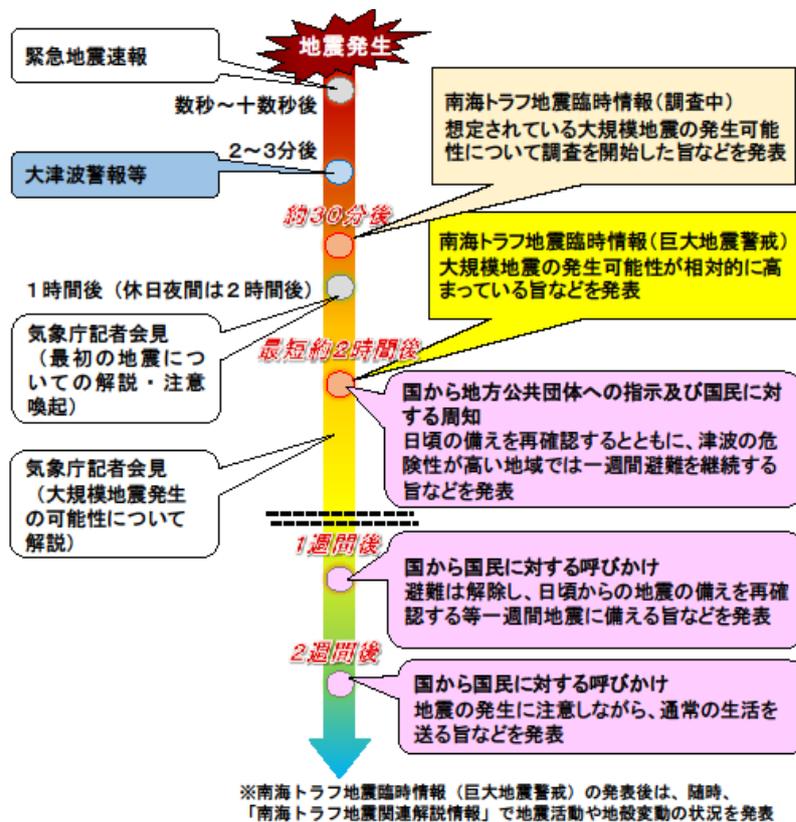
町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

■防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

■巨大地震警戒対応における情報の流れ



「巨大地震警戒対応」における情報の流れ(出典: 国ガイドライン)

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 町の体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

■町の防災体制等

情報名	県の防災体制等	町の防災体制等
南海トラフ地震 臨時情報(調査中)	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：知事</p> <p>メンバー：副本部長（副知事）、本部員</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長から町長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 <p>【各部における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：町長</p> <p>メンバー：本部員</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	<p>岐阜県災害警戒会議</p> <p><構成></p> <p>トップ：危機管理部長</p> <p>メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長</p> <p>※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 <p>【各部における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>町災害警戒会議（仮称）</p> <p><構成></p> <p>町において検討</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	危機管理部は、庁内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有	防災担当部局は、関係部局と情報共有

※県支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

第2項 運営等

町は、町災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておくものとする。

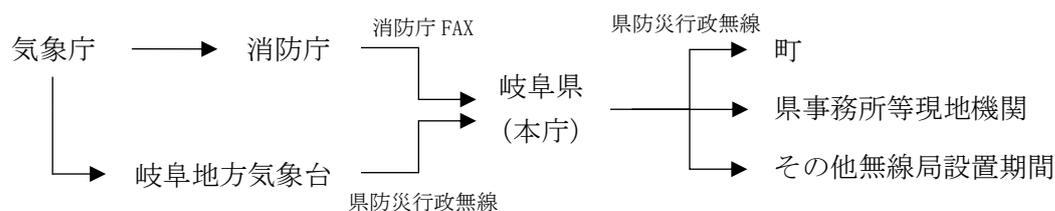
第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

1. 南海トラフ地震臨時情報の伝達

(1) 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の町及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



(2) 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

(3) 住民等への伝達内容

町は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。

また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

■具体的にとるべき行動

南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震注意）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

(4) 問い合わせ窓口

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本町における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

1. 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記（1）、（2）、（3）を基本とし、町は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、町固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

（1）急傾斜地等における土砂災害

町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

町は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

（2）海拔ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害

町は、後発地震発生後、堤防沈下による河川水の越流により短時間で浸水の発生が想定される地域（30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、当該地域の避難行動要支援者に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

(3) 耐震性の不足する住宅の倒壊

町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

2. 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保するものとする。

町は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

3. 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとりべき措置

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

1. 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

2. 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

3. 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

4. ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

5. 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

6. 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

7. 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

8. 交通

(1) 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

(3) 滞留旅客等への対応

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町が管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9節 防災訓練

- (1) 町及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- (3) 町は、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て、防災訓練の実施を通じて、地域防災力の向上に努める。
- (4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し必要な助言と支援を求める。
- (5) 町及び防災関係機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1. 町職員に対する教育

町は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 住民等に対する教育

町は、県等関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物等の活用、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3. 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2項 復旧・復興の基本方針の決定

1. 基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

2. 復旧・復興計画の策定

町は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第3項 人的資源等の確保

町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第4項 その他

町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営むうえで重要であり、これらが損壊した場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が生じる。

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討するものとする。

1. 基本的手順

町及び公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析を実施する。

(2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく災害復旧事業計画を策定するとともに、再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画を策定する。

(3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位を策定する。

(4) 協力体制

関係機関の応援協力により、災害復旧工事等に必要な技術者等を確保する。

2. 公共土木施設の災害復旧

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

(1) 対象施設

ア 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 砂防設備災害復旧事業
- ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑥ 道路災害復旧事業
- ⑦ 下水道災害復旧事業
- ⑧ 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設災害復旧事業

ウ 水道災害復旧事業

エ 住宅災害復旧事業

オ 社会福祉施設災害復旧事業

カ 公立医療施設、病院等災害復旧事業

キ 学校教育施設災害復旧事業

ク 社会教育施設災害復旧事業

ケ その他の災害復旧事業

(2) 被害報告

被害の報告に関する様式、伝達方法等については、地域防災計画の一般対策編を準用する。

3. 激甚災害に関する対応計画

地震災害に伴う災害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、早期な災害情報の収集や国への働きかけを行う。

(1) 被害状況の収集

町は、区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

(2) 激甚災害の早期指定

町長は、被害状況を勘案し、激甚災害の指定が必要と判断した場合は、知事に対し指定の働きかけを行う。

4. 激甚災害に係る財政援助措置の対象

激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 児童福祉施設災害復旧事業
- カ 老人福祉施設災害復旧事業
- キ 感染症予防施設事業
- ク 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ケ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

地震災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町等は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

1. 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 簡易水道施設災害復旧費補助

2. 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3. 暴力団の排除活動

加茂警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4節 被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

1. 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった町及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2. 被災者への生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

ア 災害弔慰金

町は、町条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

イ 災害傷害見舞金

町は、町条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

(2) 被災者生活再建支援法の運用

地震災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金支給の申請を行う。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

なお、町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる

町は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行う。

(3) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の運用

岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に規定する自然災害により、町に補助金の支給の必要が生じた場合には、県は、支援金支給のための事務を迅速に行い、また町は、被災者の生活・住宅再建支援のために積極的にこの制度を活用する。

町は、住家被害の認定、被災者への支援金の申請に必要な罹災証明書等必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行う。

(4) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するものとする。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(5) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(6) 災害資金・住宅資金等の貸付

ア 低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付

イ 母子世帯に対する母子福祉資金の貸付

ウ 寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付

エ 労働金庫会員又は会員を構成する者への労働金庫からの生活資金の貸付

オ 住宅を失い又は破損した者に対する住民金融公庫からの貸付

(7) 非常即時払い等

ア 郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い

イ 保険料、保険・年金貸付金の非常即時払い

ウ 保険料、年金掛金の特別振込等の非常取扱い

エ 預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し

オ 定期預金、定期積金等の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付等

カ 損害日本銀行券及び補助貨幣の引換えについての必要な措置

(8) 被災者生活の再建支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3. 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。

4. 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要請措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

なお、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。

5. 生活保護制度の活用

町は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用するものとする。

6. 障がい者及び児童に係る対策

(1) 障がい者に係る対策

町は、避難所や在宅における要配慮者対策等に加え、障がい者に係る以下の対策を実施する。

ア 文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣

イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に応じた機器や物資等の供給

ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣

(2) 児童に係る対策

町は、被災による孤児、遺児等要保護児童の発見及び保護を、次の方法等により行う。

ア 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童は、子ども相談センターに対し通報する。

イ 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

ウ 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対しては、保育所に入所させ保育する。

7. 応急仮設住宅の建設

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき応急仮設住宅を建設する。

8. 被災建築物の応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、町は、建築物の被害を調査し、余震等による二次災害発生の危険性の判定・表示等を行う。

応急危険度判定の実施において、必要な場合は県に応援を要請する。

9. 住宅の応急修理及び障害物除去

(1) 住宅の応急修理

町は、自己の資力では住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき当該住宅の応急修理を行う。

(2) 住宅の障害物除去

町は、自己の資力では住宅周囲及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき障害物の除去を行う。

10. 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町は、県及び関係機関とともに、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

(1) 生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を把握する。

(2) 事業者等に対して、供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給など行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

第5節 被災中小企業の振興

災害復興では、被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の配布、広報等を行う。

1. 支援体制

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2. 融資等の措置

町及び関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

また、町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第6節 農林漁業関係者への融資

災害復興では、被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、町及び関係機関は、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。あわせて、被災農林漁業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の配布、広報等を行う。

1. 災害関連資金の融資等

町及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

[各種対策]

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金ほか
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金